

川西市子ども・子育て計画

(素案の作成にかかる 検討過程 2)

川 西 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

1	計画策定の趣旨	1
2	少子化対策及び子ども・子育て支援に関わる動向	2
3	計画の位置づけと期間	6
4	計画の策定体制	8
5	次世代育成支援対策行動計画の評価	5
6	子ども・子育て支援新制度について	11

第2章 川西市の子ども・子育てを取り巻く現状・課題

1	人口・世帯の状況	14
2	就業の状況	19
3	幼稚園・保育所等の状況	20
4	子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果と分析	26

第3章 計画の基本的な考え方

1	計画の基本理念	36
2	基本的な視点	37
3	基本目標	38
4	計画の体系	40

第4章 施策の展開

基本目標Ⅰ	母と子のいのちと健康を守る	41
基本目標Ⅱ	教育・保育・子育て支援サービスの充実	44
基本目標Ⅲ	子どもたちを家庭・地域で健やかに育む	53
基本目標Ⅳ	子どもの権利と安全を守る	61

第5章 事業計画

1	教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定	66
2	計画期間における人口推計	67
3	量の見込みと提供体制の確保方策の基本的な考え方について	68
4	教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策	69
5	地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策	78
6	教育・保育の一体的提供等および推進体制の確保	93

第6章 計画の推進体制

1	全庁的な推進体制づくり	94
2	関係機関・団体や企業等との連携と協働	94
3	計画内容の広報・啓発	94
4	推進状況の定期的な検証	95

資料編

参考資料	
------	--

1 計画策定の趣旨

国においては、急速な少子化の進行や、核家族化・高齢化の進展に伴う地域とのつながりの希薄化など、地域・家庭を取り巻く環境が変化している中で、次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的として、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」が制定されました。（平成20年12月一部改正）

本市においても、同法に基づき、平成17年3月に、「川西市次世代育成支援対策行動計画～げんきっ子かわにし夢プラン～（前期計画）」を策定しこれに続く後期計画を平成21年3月に策定しました。

その後も引き続き少子化の進行、並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受け、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本的認識のもとに、家庭・学校、地域・職域その他のあらゆる分野の構成員が相互に協力し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立し、『子ども・子育て支援新制度』が創設されました。

これにより市町村は子ども・子育て支援事業計画を定め、子ども・子育て支援給付及び、地域子ども・子育て支援事業を総合的かつ計画的に行うこととされ、同新制度は平成27年度からスタートすることとなりました。

本市においては、これまでも子どもを取り巻く様々な分野の施策を総合的に推進してきましたが、出生率はほぼ横ばいの傾向が続き、保育サービスにおいては待機児童がみられ、今後も一層の地域の子育て・家庭支援の充実、就学前教育・保育の質の向上や子どもが健やかに育成される環境の整備などが求められています。

本計画は、国の動向や本市の社会的背景に対応し、「川西市次世代育成支援対策行動計画～げんきっ子かわにし夢プラン～（後期計画）」を引き継ぎながら、子ども・子育て支援新制度の理念や意義を踏まえ、子ども・子育てに関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的として策定するものです。

2 少子化対策及び子ども・子育て支援に関わる動向

(1) 国の動向

【エンゼルプラン～子ども・子育て応援プラン】

国では、少子化対策として、平成6年12月に「エンゼルプラン」、「緊急保育対策等5か年事業」の策定以降、様々な対策を実施してきました。

平成15年7月には、次代を担う子どもが健やかに生まれ、かつ育成される環境の整備を図ることを目的に「次世代育成支援対策推進法」（平成20年12月一部改正）が制定され、地方公共団体や一定の事業主に行動計画の策定を義務づけるなど、次世代育成支援の推進を図ってきました。

また、同時期に制定された「少子化社会対策基本法」に基づき、平成16年6月に「少子化社会対策大綱」が閣議決定され、この大綱に盛り込まれた施策を効果的に推進するため、「子ども・子育て応援プラン」を策定し、「若者の自立とたくましい子どもの育ち」、「仕事と家庭の両立支援と働き方の見直し」、「生命の大切さ、家庭の役割等についての理解」、「子育ての新たな支え合いと連帯」という4つの重点課題に沿って、平成17年度から平成21年度までに講ずる具体的な施策内容と目標を掲げ、少子化の流れを変えるための対策を集中的に取り組むこととしました。

【「子どもと家族を応援する日本」重点戦略、ワーク・ライフ・バランス憲章及び行動指針】

平成19年12月、一層少子高齢化が進行する現状から、「子どもと家族を応援する日本」重点戦略を示し、就労と結婚・出産・子育ての二者択一構造を解決するためには、「働き方の見直しによる仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現」と、その社会基盤となる「包括的な次世代育成支援の枠組みの構築」（「親の就労と子どもの育成の両立」と「家庭における子育て」を支援する仕組み）を「車の両輪」として、同時並行的に進めることが必要不可欠とされ、この実現のため、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）憲章」及び「仕事と生活の調和推進のための行動指針」が取りまとめられました。

憲章では、①就労による経済的自立が可能な社会、②健康で豊かな生活のための時間が確保できる社会、③多様な働き方・生き方が選択できる社会をめざすべきであるとし、企業や国民、国、地方公共団体などの関係者それぞれが、果たすべき役割を掲げています。

【「新待機児童ゼロ作戦」の策定】

「子どもと家庭を応援する日本」重点戦略を踏まえ、平成20年2月、「希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるためのサービスの受け皿を確保し、待機児童をゼロにする」ことをめざす「新待機児童ゼロ作戦」を展開することとしました。具体的には保育所の受入れ児童数の拡大、家庭的保育事業の制度化・普及促進、放課後児童クラブの推進、病児・病後児保育事業や事業所内保育施設に対する支援の充実、保育士の専門性の向上などの取り組みです。

【5つの安心プラン「未来を担う「子どもたち」を守り育てる社会」の策定】

平成20年7月、社会保障に関する5つの課題について緊急に講ずべき対策と工程を「社会保障の機能強化のための緊急対策～5つの安心プラン～」としてとりまとめました。その5つの課題の一つとして、「保育サービス等の子育てを支える社会的基盤の整備等」と「仕事と生活の調和の実現」を推進することとしました。

【次世代育成のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方】

社会保障審議会少子化対策特別部会において平成20年5月に取りまとめられた「次世代育成のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」にも、我が国の少子化の現状は猶予を許さないものであり、新制度体系がめざすものとして、①「すべての子どものすこやかな育ちの支援」という考えを基本に置くことが重要、②結婚・出産・子育てに対する国民の希望の実現、③働き方の改革と子育て支援の社会的基盤の構築、④次世代育成支援が、将来の我が国の担い手の育成となる基礎であり、『未来への投資』であるという視点を共有する、などを掲げています。そして、働き方の見直しに係る取り組みを推進するとともに、子育てを支えるサービスの大幅な拡大を図るため、希望するすべての人が子どもを預けて働くことができるための保育等のサービス基盤を確保するとともに、誰もがどこに住んでいても必要な子育て支援サービスを受けることができる子育て支援のあり方が示されました。

さらには、平成22年1月に、子どもと子育てを社会全体で応援する、子育て支援策の方向性を定めた「子ども・子育てビジョン」が策定されました。

【子ども・子育て関連3法の制定と子ども・子育て支援新制度の創設】

引き続き急速な少子化の進行並びに家庭及び地域を取り巻く環境の変化を受け、子ども・子育て支援給付や子どもと子育て家庭に必要な支援を行い、子どもが健やかに成長することができる社会を実現することを目的に、平成24年8月、「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正法」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」のいわゆる「子ども・子育て関連3法」を制定、同法に基づく『子ども・子育て支援新制度』が平成27年4月から施行されることとなります。

【次世代育成支援対策推進法の延長】

平成27年3月までの時限法として制定された、「次世代育成支援対策推進法」について、「子ども・子育て支援法」の附則第2条に、平成27年度以降の延長について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて措置を講じる旨の規定がされました。

これにより、子どもが健やかに生まれ育成される環境をさらに充実させるため、平成26年4月、同法の有効期限が平成27年度から平成36年度まで10年間延長されました。

(2) 兵庫県の動向

全国的に少子化が急速に進行する中、兵庫県では、平成9年度に「“すこやかひょうご”子ども未来プラン」を策定し、家庭や子育てに夢をもつことができる社会を目指し少子対策に取り組んできました。その後、一層の取り組み強化に向け、平成17年8月に少子対策本部を設置、同年度末に「ひょうご子ども未来プラン」を策定し、総合的・先導的な少子対策を推進してきました。しかし、女性人口の減少、結婚・子育てに対する若者の意識の変化、子育て中の親の孤立化や深刻な児童虐待など、子育てをめぐる環境は様々な課題に直面しており、これに対応し、質の高い子育て支援環境づくりを強力に推進するため、平成21年3月、「新ひょうご子ども未来プラン」を策定しました。これに基づき、地域団体・NPO、企業・職域団体、大学、市町等と連携して、地域における少子対策・子育て支援に取り組んでいます。

(3) 川西市の動向

本市では、次世代育成支援対策推進法に基づき、平成17年3月に「川西市次世代育成支援対策行動計画（前期計画）～げんきっ子かわにし夢プラン」を策定、これを引き継ぐ後期計画を平成21年3月に策定し、次代を担う子どもたちが夢を抱き、広げ続けていくために、一人ひとりの個性や自主性を尊重できる社会を大人たちが実現していくことができるまちづくりをめざして、次世代育成支援施策を推進しています。

一方、保育を巡る環境が大きく変化している中、平成21年11月に保育所の施設整備に重点を置いた「川西市保育所整備計画」を策定し、潜在的な保育需要への対応、とりわけ3歳未満の低年齢児の待機児童対策、公立保育所の建物の老朽化対策、保育所の適正配置等の課題に対応する施策を推進しています。

3 計画の位置づけと期間

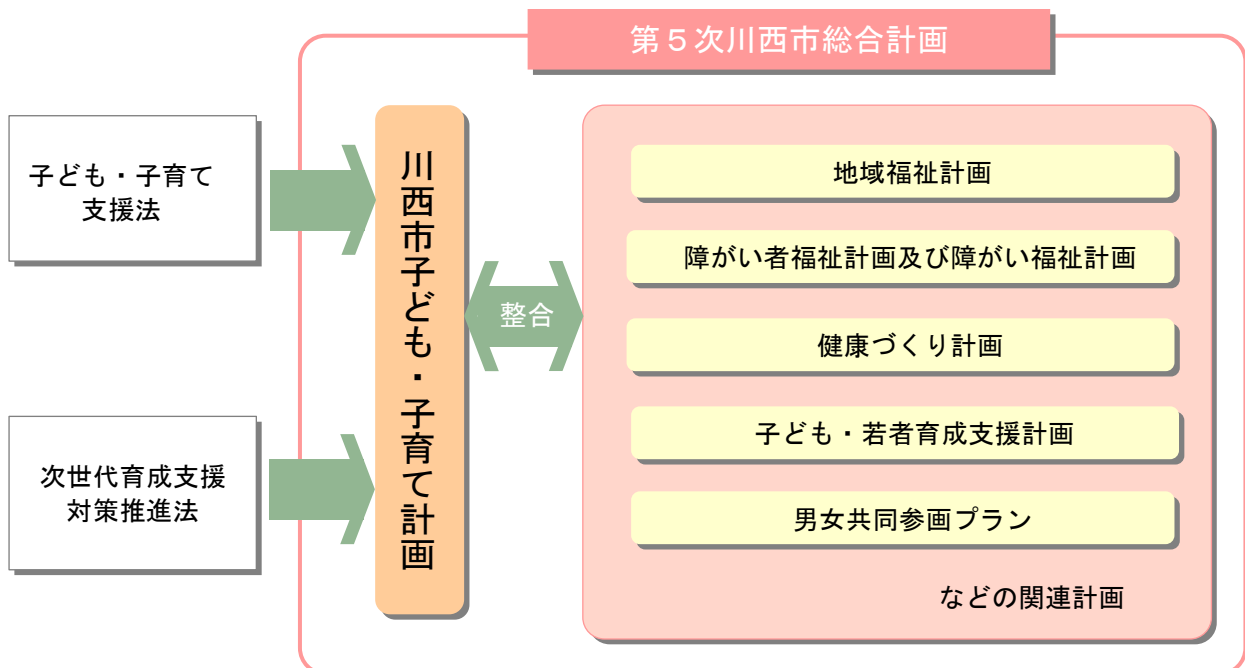
(1) 計画の位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく計画として策定するもので、「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に基づき、本市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、計画的に取り組みを推進するために策定します。

また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項に基づく計画としても位置づけ、これからのまちづくりを担う次世代の健全な育成を図る計画として、川西市次世代育成支援対策行動計画の理念や取り組みを踏襲し策定します。

加えて、市の上位計画である第5次川西市総合計画「かわにし 幸せ ものがたり」の分野別計画として、本市の施策を総合的・一体的に進めるため、第4次川西市地域福祉計画はもとよりその他関連する計画とも整合性を保ちながら策定しています。

【 計画の位置づけ 】

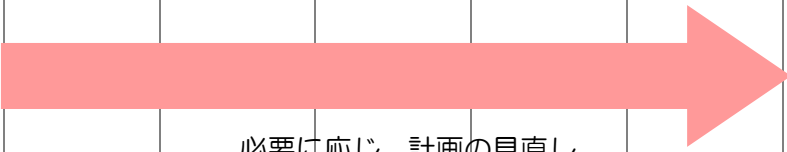
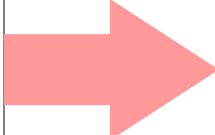


(2) 計画の期間

「子ども・子育て支援法」では、自治体は5年を1期とした事業計画を定めるものとしており、また、「次世代育成支援対策推進法」においても、自治体は5年を1期として行動計画を策定するものとしています。

これに基づいて、本計画は平成27年度から平成31年度の5年間を計画期間として策定します。なお、計画を推進していく過程においては、必要に応じて、適宜見直しを行うこととします。

【 計画期間 】

平成 26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	31年度	32年度 ～ 36年度
策定						
					次期計画 策定	

4 計画の策定体制

(1) 「川西市子ども・子育て会議」の開催

計画の策定にあたっては、学識経験者、子どもの保護者、子育て支援事業従事者等により構成される「川西市子ども・子育て会議」において、本市の子どもと子育て家庭を取り巻く現状や課題を調査し、計画内容について検討しました。

(2) 市民ニーズ調査の実施

計画の策定にあたり、幼児教育・保育・地域の子育て支援への希望や安心して子育てができるまちづくりを推進するための意見や要望を把握するため、以下の2種類の調査を実施しました。

① 子育て支援に関するアンケート調査

調査目的：幼児教育・保育・地域の子育て支援への具体的な利用希望の把握

調査地域：市内全域

調査対象：市内に居住する就学前児童（0歳から5歳）の保護者

標本数：3,000件

抽出方法：住民基本台帳登録者のうち、0歳から5歳の子どもを持つ保護者 3,000名を無作為抽出

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：平成25年10月8日～10月31日

回収状況：1,609件（有効回答率＝53.6%）

② 子育て支援に関するアンケート調査 追加調査

調査目的：安心して子育てができるまちづくりの推進に向けた意見や要望の把握

調査地域：市内全域

調査対象：市内に居住する0歳から小学校6年生の児童の保護者

標本数：1,500件

抽出方法：住民基本台帳登録者のうち、0歳から12歳の子どもを持つ保護者 1,500名を無作為抽出

調査方法：郵送配布・郵送回収

調査期間：平成26年1月14日～1月31日

回収状況：786件（有効回答率＝52.4%）

5 次世代育成支援対策行動計画の評価

(1) 次世代育成支援対策行動計画

本市では「川西市次世代育成支援対策行動計画」（前期：平成 17 年度～平成 21 年度、後期：平成 22 年度～平成 26 年度）の計画の基本理念「子どもたちが夢を拡げ、子どもとおとなが育ち合うまちづくり」に基づいて、さまざまな施策を実施してきました。また、学識経験者をはじめとした庁外関係機関・団体の代表等から構成される「川西市社会福祉審議会 児童育成専門部会」を設置し、次世代育成支援に関するさまざまな内容を検討・推進してきました。

「川西市次世代育成支援対策行動計画」は平成 26 年度で終了するものの、引き続き次世代育成支援対策を推進するとともに、新たな子ども・子育て支援の観点を盛り込むため、この評価結果について取りまとめました。

■ 次世代育成支援対策行動計画の評価・まとめ（平成 25 年度の進捗状況より）

平成 25 年度末の進捗状況では、全 183 事業のうち、平成 25 年度において目標値に達成しているものが 38 事業、平成 25 年度において目標を達成していないものが 40 事業、平成 26 年度の目標値の設定はないが、継続又は推進している事業が 102 事業、計画期間中に事業が廃止（変更）になったものが 3 事業ありました。概ね 77%の事業が、前進及び達成していますが、一部目標を達成してもまた未達成になるなど、その状況は確定的なものばかりではないため、目標値に達成した事業も含め、引き続き推進していく必要があります。

また、国指定特定事業（通常保育事業、延長保育事業、特定保育事業、休日保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業、放課後児童健全育成事業、地域子育て支援拠点事業、ファミリーサポートセンター事業）の目標事業量について、11 項目の指標の内、平成 25 年度末時点で目標値を達成しているものが 8 指標、推進中のものが 1 指標、検討中のものが 2 指標と、一定の成果が得られています。

平成 27 年度からの子ども・子育て支援新制度に向けて、これまでの川西市次世代育成支援対策行動計画を引き継ぎ、市民のニーズに対応し、子どもの健やかな成長や誰もが安心して楽しみながら子育てできる環境を整備するため、さらなる達成事業の充実、未達成事業の推進を図っていく必要があります。

川西市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）国指定特定事業

【 平成 25 年度までの実績値と目標事業量 】

事業名	指標	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度
		計画策定時	実績値				目標値
通常保育事業	認可保育所定員数	1,170人	1,160人	<u>1,510人</u>	<u>1,540人</u>	<u>1,554人</u>	1,400人
延長保育事業	実施保育所数	15か所	14か所	<u>18か所</u>	<u>18か所</u>	<u>19か所</u>	17か所
	利用人数	282人	297人	270人	268人	<u>456人</u>	338人
特定保育事業	実施保育所数	1か所	1か所	1か所	<u>2か所</u>	<u>2か所</u>	2か所
休日保育事業	実施保育所数	<u>1か所</u>	<u>1か所</u>	<u>1か所</u>	<u>1か所</u>	<u>1か所</u>	1か所
一時預かり事業	実施保育所数	5か所	5か所	<u>9か所</u>	<u>11か所</u>	<u>11か所</u>	8か所
病児・病後児 保育事業	設置箇所数	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	1か所
	年間延べ 利用児童数	未実施	未実施	未実施	未実施	未実施	300人
放課後児童 健全育成事業	登録児童数	672人	723人	682人	681人	702人	725人
地域子育て 支援拠点事業	設置箇所数	3か所	<u>6か所</u>	<u>6か所</u>	<u>6か所</u>	<u>6か所</u>	6か所
ファミリー サポート センター事業	設置箇所数	<u>1か所</u>	<u>1か所</u>	<u>1か所</u>	<u>1か所</u>	<u>1か所</u>	1か所

※ 目標値を達成している実績値に下線を引いています。
 ・病児・病後児保育事業は、平成 26 年 6 月から病後児保育事業を 1 か所設置しています。
 ・放課後児童健全育成事業の、平成 26 年度の登録児童数は、759 人。

6 子ども・子育て支援新制度について

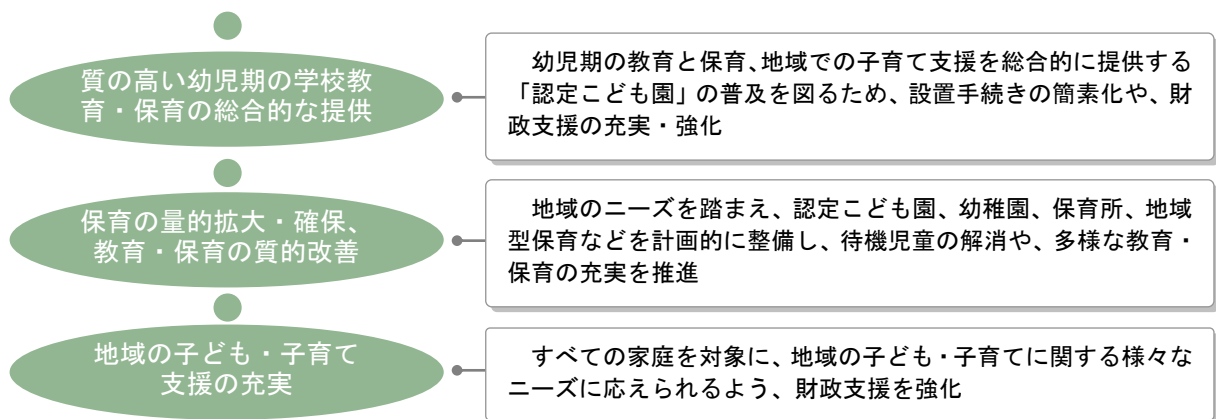
(1) 新たな制度の目的

「子ども・子育て支援新制度」は平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づく制度で、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実を目指しています。

【 子ども・子育て関連3法と制度の主な内容 】

新制度の創設に関する次の3つの法律を合わせて、「子ども・子育て関連3法」と呼ばれています。

1. 子ども・子育て支援法
2. 認定こども園法の一部を改正する法律（※1）
3. 関係法律の整備等に関する法律（児童福祉法等の改正）（※2）



※1 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

※2 子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

また、新制度の実施主体である市町村において、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めることとされ、教育・保育の提供区域の設定、教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策などを記載することとされており、具体的な目標設定の上、子ども・子育て支援の推進を図ります。

(2) 給付・支援事業について

新制度のもとでは、行政が保護者等に提供するサービスは、「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に大別されます。

子ども・子育て支援給付

- ① 子どものための教育・保育給付
 - ・施設型給付
 - 認定こども園・幼稚園（※1）・認可保育所（※2）
 - ・地域型保育給付
 - 小規模保育事業（A・B・C型）・家庭的保育事業・居宅訪問型保育事業・事業所内保育事業
- ② 子どものための現金給付
 - ・児童手当

※1 私立幼稚園は、新制度に移行する施設のみ対象。移行しない幼稚園は現行通り私学助成を継続

※2 私立認可保育所は、現行通り、市町村が認可保育所に委託費を支払う仕組み

地域子ども・子育て支援事業

子どもや子育て家庭を対象とする事業

- ① 利用者支援事業＜新規＞
- ② 時間外保育事業（延長保育）
- ③ 実費徴収に係る補足給付を行う事業＜新規＞
- ④ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業＜新規＞
- ⑤ 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ）（※）
- ⑥ 子育て短期支援事業（ショートステイ）
- ⑦ 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）
- ⑧ 要保護児童等の支援に資する事業（養育支援訪問事業）
- ⑨ 地域子育て支援拠点事業
- ⑩ 一時預かり事業
- ⑪ 病児・病後児保育事業
- ⑫ 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）
- ⑬ 妊婦に対する健康診査

※ 新制度では、放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ）について、
 ・対象児童を小学6年生まで拡大
 ・資格を持つ指導員の配置による質の向上
 ・児童に適切な生活な場の確保を図るため、施設に必要な設備や面積などを定める
 の3点の改善が図られます。

(3) 子どものための教育・保育給付について ●●●●●●●●●●●●●●●●

幼稚園や保育所、認定こども園、地域型保育事業の利用にあたっては、教育・保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

① 支給認定の種類

支給認定区分	対象となる子ども	利用する主な施設・事業
1号認定	満3歳以上の就学前の子ども (2号認定を除く)	認定こども園、幼稚園(※)
2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病等により、 保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所
3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病等により、 保育を必要とする子ども	認定こども園、保育所 地域型保育事業

※ 私立幼稚園は、新制度に移行するか、現行制度のまま継続するか、各園の判断においてどちらかを選択することになります。

② 保育の必要量に応じた区分

2号認定又は3号認定を受ける方は、保育の必要量によって、フルタイム就労を想定した「保育標準時間」(最長11時間)、又はパートタイム就労を想定した「保育短時間」(最長8時間)に区分されます。

③ 給付対象施設

施設	概要
幼稚園	<ul style="list-style-type: none"> 3歳から5歳を対象とし、小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校。 昼過ぎごろまでの教育時間のほか、園により教育時間前後や園の休業中の教育活動(預かり保育)などを実施。
保育所	<ul style="list-style-type: none"> 0歳から5歳を対象とし、就労などのため家庭で保育のできない保護者に代わって保育する施設。 夕方までの保育のほか、園により延長保育を実施。
認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> 0歳から5歳を対象とし、幼稚園と保育所の機能や特長をあわせ持ち、地域の子育て支援も行う施設。 4つの類型(幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型)がある。
地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> 0歳から2歳を対象とし、少人数の単位(20人未満)で預かる事業。 4つの類型(小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育)があり、新たに市町村の認可事業として創設された事業。

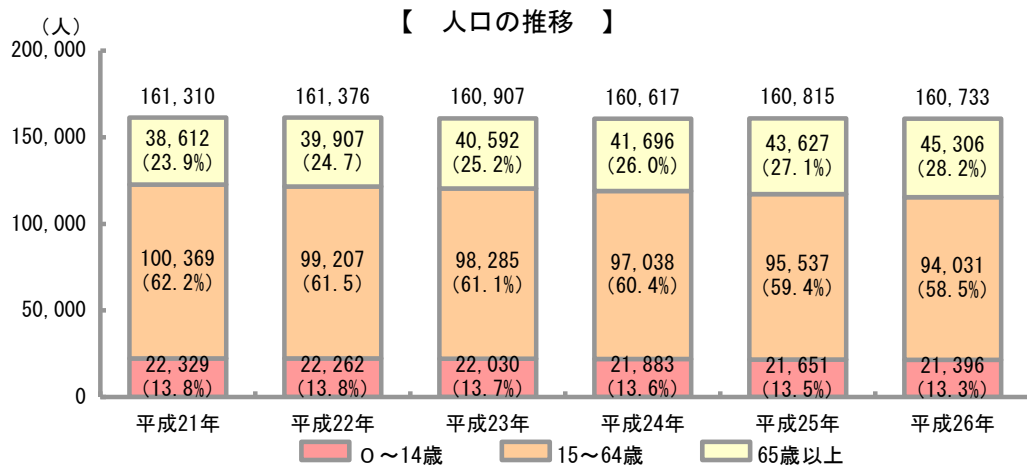
1 人口・世帯の状況

(1) 人口の推移

① 年齢別人口の推移

平成21年から平成26年の6年間で総人口は、ほぼ横ばいで推移しています。

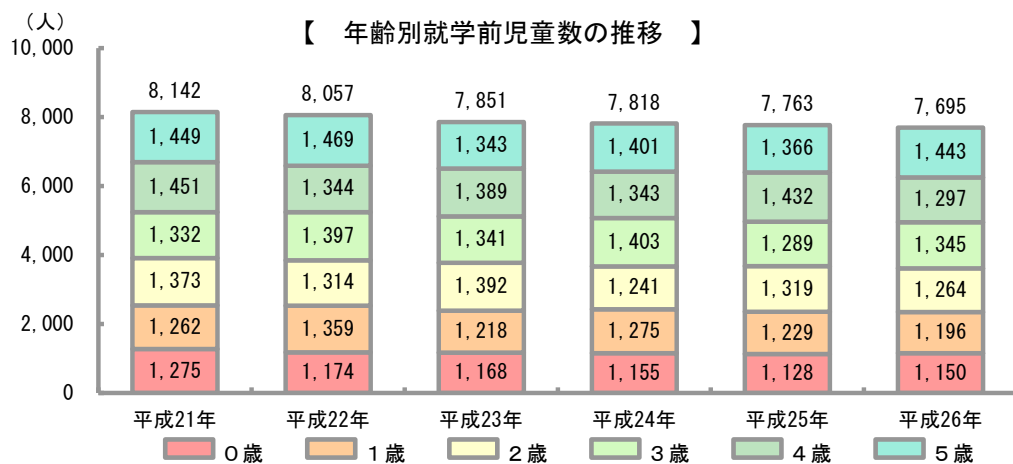
しかし、0～14歳、15～64歳の人口は緩やかに減少しており、特に15～64歳人口は6年間で約6,300人減少しています。一方で65歳以上の人口は増加し続け、6年間で約6,700人増加しています。構成比をみると、65歳以上が占める割合は6年間で約4ポイント上昇しています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

② 就学前児童数の推移

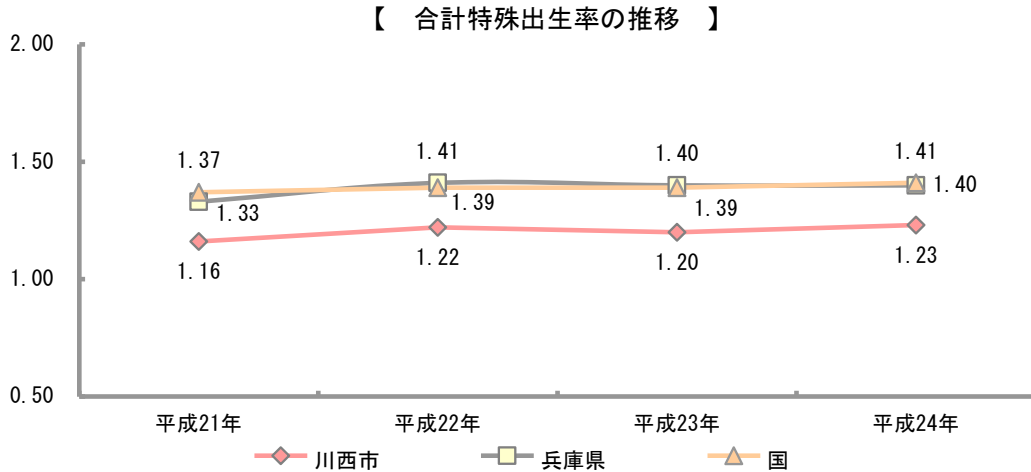
就学前児童数は緩やかに減少しており、平成21年から平成26年までの6年間で、約450人減少しています。



資料：住民基本台帳（各年3月末現在）

(2) 出生の動向

川西市における合計特殊出生率は、平成21年から平成24年までの4年間でやや上昇しています。しかし、国・県に比べて低い数値で推移しており、合計特殊出生率が上昇した平成24年においても、国・県が約1.4であるのに対し、川西市では1.23となっています。

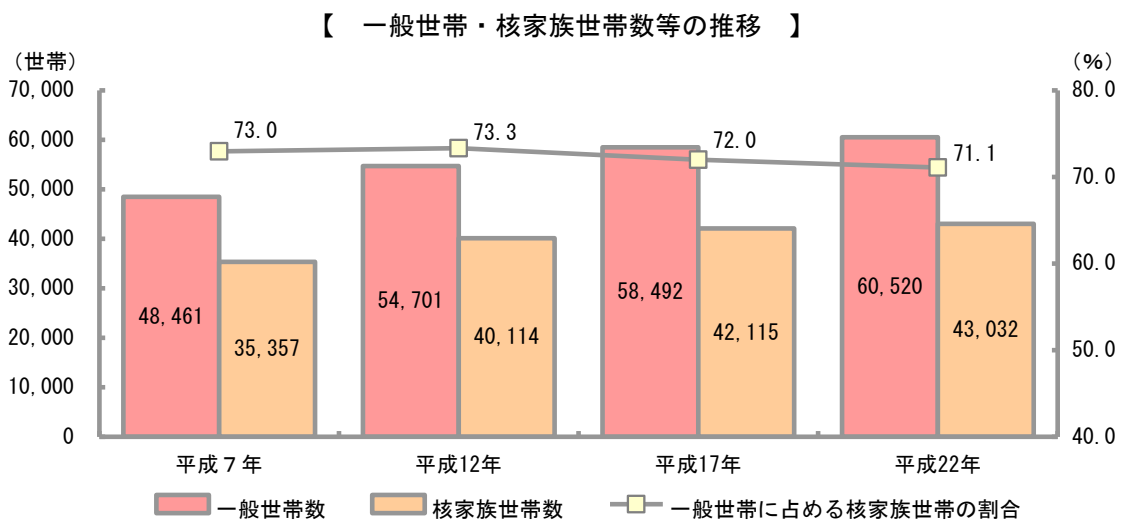


資料：兵庫県、国、市…人口動態統計

(3) 世帯の状況

① 一般世帯の推移

川西市の一般世帯数は増加傾向がみられ、平成7年から平成22年の15年間で約12,000世帯増加しています。また、核家族世帯数も増加しており、平成7年から平成22年の15年間で約7,700世帯増加しています。ただし、核家族世帯が一般世帯に占める割合は、平成12年以降、緩やかに減少しています。

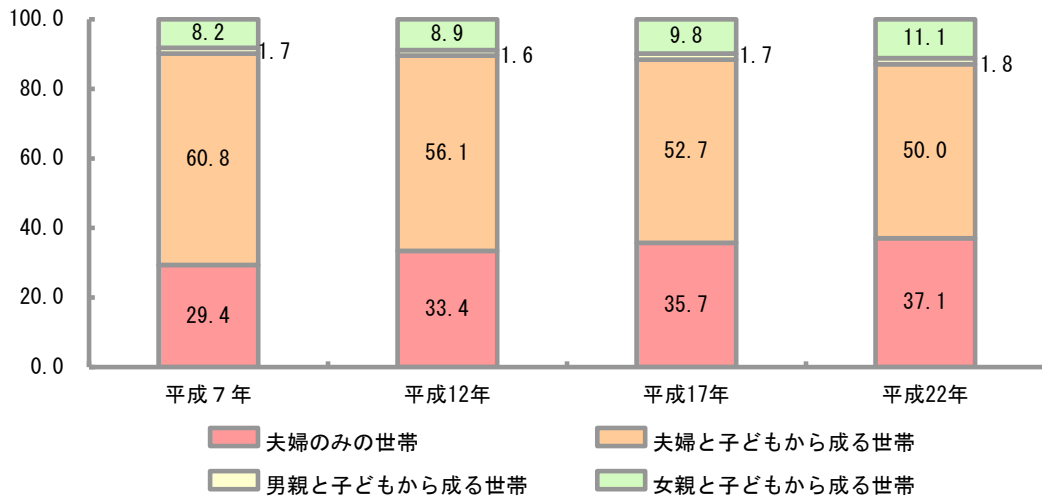


資料：国勢調査

② 核家族世帯の内訳の推移

夫婦のみの世帯（子どものいない世帯）の割合は増加する傾向にあり、平成7年には3割未満だったのが、平成22年には4割弱となっています。また、緩やかではありますが、女親と子どもから成る世帯（母子世帯）も増加する傾向がみられます。

【 一般世帯・核家族世帯数等の推移 】



資料：国勢調査

(4) 自然動態及び社会動態

出生数と死亡数の差による自然動態をみると、平成22年以降は「自然減」（出生数が死亡数を下回る状態）となっています。

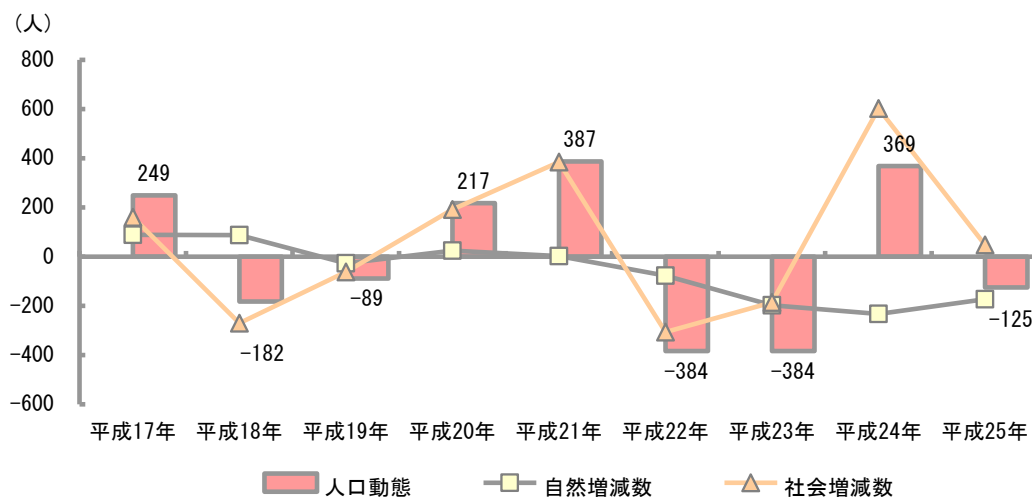
転入者数と転出者数の差による社会動態をみると、年によってばらつきがあり、平成20年、21年は「社会増」（転入者数が転出者数を上回る状態）でしたが、平成22年、23年では「社会減」（転入者数が転出者数を下回る状態）となり、平成24年、25年には再び社会増に転じています。

【 自然動態および社会動態の推移 】

	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年	平成24年	平成25年
出生数	1,253人	1,271人	1,235人	1,289人	1,203人	1,203人	1,161人	1,142人	1,172人
死亡数	1,164人	1,183人	1,262人	1,264人	1,201人	1,280人	1,359人	1,375人	1,345人
転入者数	7,024人	6,661人	6,621人	6,373人	6,486人	5,608人	6,021人	6,195人	5,971人
転出者数	6,864人	6,931人	6,683人	6,181人	6,101人	5,915人	6,207人	5,593人	5,923人

資料：市民課

【 人口動態の推移 】



資料：川西市統計要覧

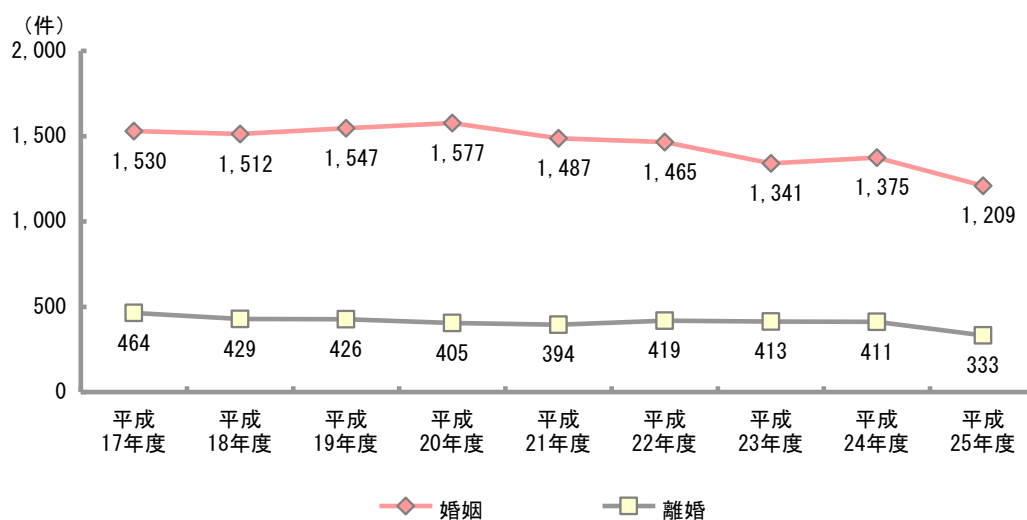
(5) 婚姻・離婚の状況

① 婚姻・離婚件数の推移

婚姻件数は、平成20年度までは1,500件台で推移していましたが、平成21年度に1,400件台、平成23年度に1,300件台と減少し、平成25年度は1,209件と平成17年度に比べ、321件減少しています。

離婚件数は、概ね400件程度で推移していましたが、平成25年度では333件となっています。

【 婚姻・離婚件数の推移 】



資料：川西市統計要覧

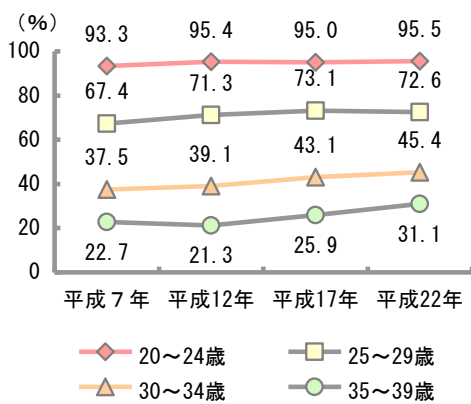
② 未婚率の推移

川西市の20～39歳の未婚率は男女ともに20～24歳はほぼ横ばいで推移していますが、25～29歳、30～34歳、35～39歳では上昇傾向となっており、平成17年から22年にかけて、35～39歳では男性で5.2ポイント、女性で2.5ポイント上昇しています。

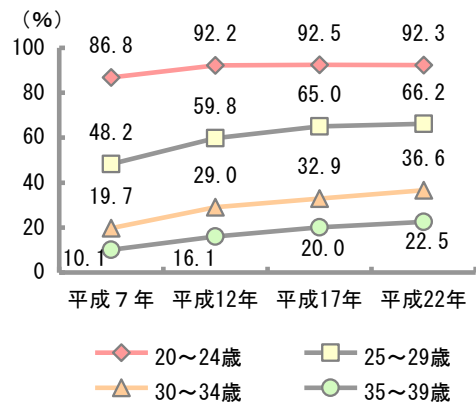
【 未婚率の推移 】

		20～24歳		25～29歳		30～34歳		35～39歳	
		男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性
平成7年	全国	93.3%	86.8%	67.4%	48.2%	37.5%	19.7%	22.7%	10.1%
	兵庫県	92.8%	87.3%	65.4%	48.0%	33.4%	19.2%	19.3%	9.8%
	川西市	95.3%	91.6%	71.7%	61.1%	37.3%	26.1%	19.3%	10.3%
平成12年	全国	92.9%	88.0%	69.4%	54.0%	42.9%	26.6%	26.2%	13.9%
	兵庫県	92.6%	88.7%	67.0%	53.3%	38.9%	26.0%	22.1%	13.7%
	川西市	95.4%	92.2%	71.3%	59.8%	39.1%	29.0%	21.3%	16.1%
平成17年	全国	93.5%	88.7%	71.4%	59.1%	47.1%	32.0%	31.2%	18.7%
	兵庫県	93.6%	90.0%	70.0%	59.7%	43.2%	31.1%	27.1%	18.5%
	川西市	95.0%	92.5%	73.1%	65.0%	43.1%	32.9%	25.9%	20.0%
平成22年	全国	94.0%	89.6%	71.8%	60.3%	47.3%	34.5%	35.6%	23.1%
	兵庫県	93.7%	90.4%	70.6%	61.6%	44.7%	35.0%	32.3%	22.8%
	川西市	95.5%	92.3%	72.6%	66.2%	45.4%	36.6%	31.1%	22.5%

【 未婚率の推移（川西市男性） 】



【 未婚率の推移（川西市女性） 】



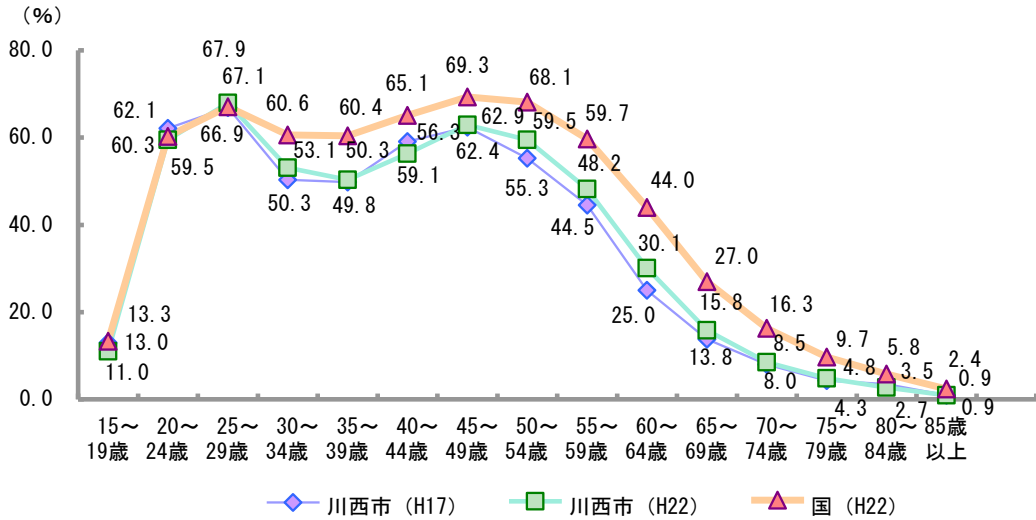
資料：国勢調査

2 就業の状況

(1) 女性の年齢別就業率の状況

本市の女性の年齢別就業率は、各年度で国を下回っています。川西市での推移をみると、平成17年に比べて平成22年の女性の年齢別就業率が高くなっています。

【 女性の年齢別就業率の推移 】

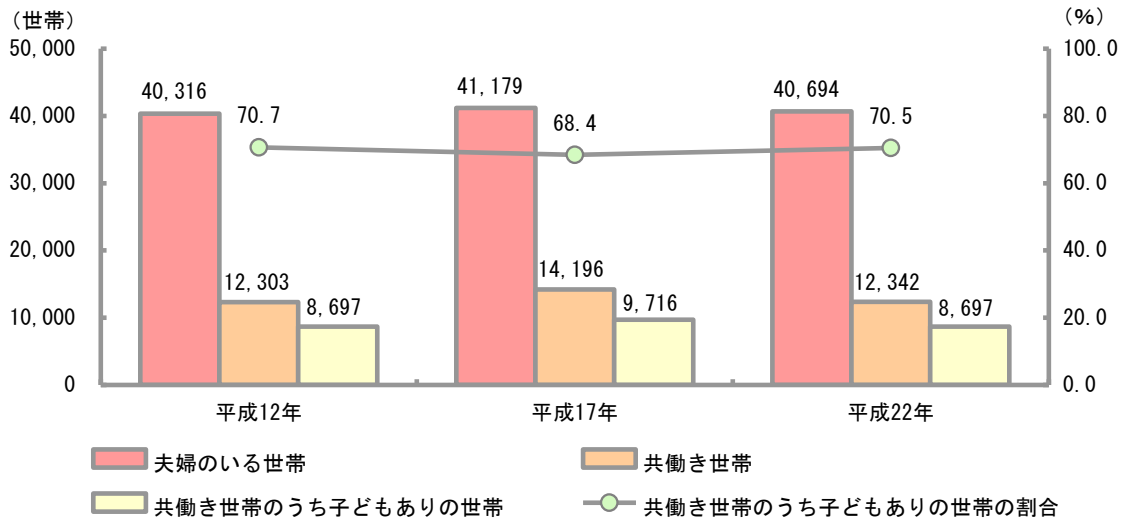


資料：国勢調査

(2) 共働き世帯の推移

共働き世帯に占める、子どもがいる共働き世帯の割合は70%前後で推移しています。

【 共働き世帯の推移 】



資料：国勢調査

3 幼稚園・保育所等の状況

(1) 幼稚園の状況

① 幼稚園別園児数

平成26年5月1日現在、市内に幼稚園は17園あり、定員の合計は3,480人です。

この内、市立幼稚園は9園で定員は1,370人となっており、入園児童数は590人です。市立幼稚園では、定員数に対し入園児童数が大幅に少ない状況となっています。

【 市立幼稚園 年齢別園児数 (平成26年5月1日時点) 】

幼稚園名	所在地	創立 (認可) 年月	園児数(クラス)								定員
			3歳児		4歳児		5歳児		計		
			学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	
久代	久代2丁目	S30.4	-	-	2	32人	2	43人	4	75人	180人
加茂	加茂1丁目	S30.4	2	46人	2	34人	2	45人	6	125人	170人
川西	小花1丁目	S31.1	-	-	1	14人	1	19人	2	33人	120人
川西北	丸の内町	S31.1	-	-	2	34人	1	29人	3	63人	150人
多田	多田院1丁目	S23.7	-	-	1	28人	1	24人	2	52人	150人
松風	水明台1丁目	S49.4	-	-	1	15人	1	20人	2	35人	120人
清和台	清和台東2丁目	S45.4	-	-	2	35人	2	44人	4	79人	180人
東谷	見野2丁目	S18.10	-	-	1	28人	2	50人	3	78人	180人
牧の台	大和東1丁目	S51.4	-	-	1	21人	1	29人	2	50人	120人
計			2	46人	13	241人	13	303人	28	590人	1,370人

資料：学務課

【 私立幼稚園 年齢別園児数 (平成26年5月1日時点) 】

幼稚園名	所在地	創立 年月	園児数(クラス)								定員
			3歳児		4歳児		5歳児		計		
			学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	学級数	園児数	
鶴之荘	小戸1丁目	T13.4	-	43人	-	36人	-	48人	-	127人	240人
親和	霞ヶ丘1丁目	S46.4	-	43人	-	24人	-	47人	-	114人	200人
藤ヶ丘	湯山台1丁目	S52.4	-	135人	-	125人	-	134人	-	394人	200人
緑台	緑台4丁目	S45.4	-	49人	-	60人	-	67人	-	176人	240人
清和台めぐみ	清和台東4丁目	S50.4	-	70人	-	61人	-	68人	-	199人	310人
新清和台	清和台西4丁目	S52.4	-	83人	-	109人	-	114人	-	306人	300人
平野	水明台4丁目	S51.4	-	26人	-	35人	-	61人	-	122人	360人
美山	美山台3丁目	H2.4	-	72人	-	73人	-	80人	-	225人	260人
計			-	521人	-	523人	-	619人	-	1,663人	2,110人

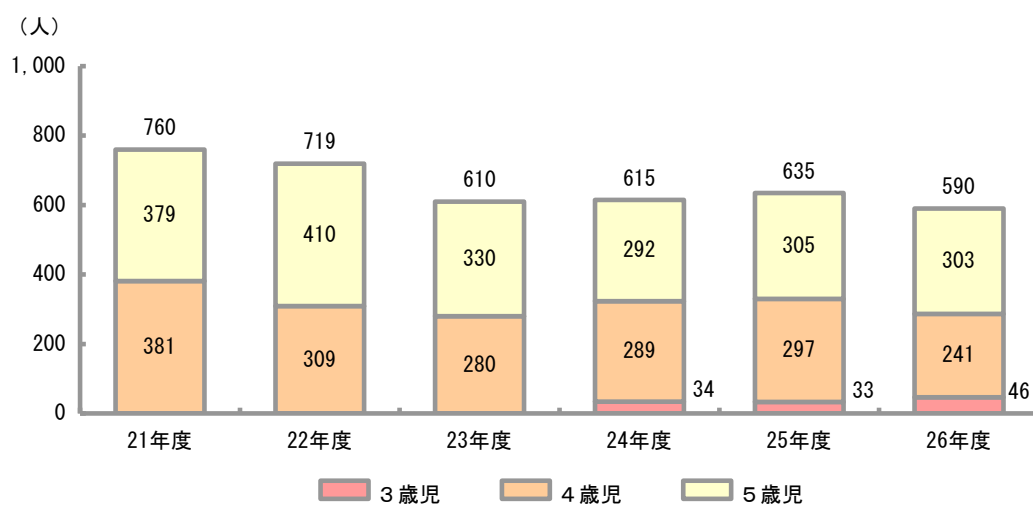
資料：学務課

② 市立幼稚園の入園児数の推移

平成26年5月の市立幼稚園の定員は1,370人で在籍児童数は590人、定員に占める割合は43.1%です。最も在籍児童数の少ない園は川西幼稚園で定員120人に対し、在籍児童数は33人、在籍割合は27.5%。最も在籍児童数の多い園は加茂幼稚園で定員170人に対し、在籍児童数は125人、在籍割合は73.5%となっています。

平成24年度から加茂幼稚園で3歳児保育を開始したことなどにより若干の増加はありましたが、市立幼稚園への入園児童数は減少傾向にあります。

【 市立幼稚園の入園児数の推移 (各年度5月時点) 】



資料：学務課

(2) 保育所の状況

① 保育所別入所児数

市内に保育所は25園（分園3園含む）あり、定員の合計は1,671人です。この内、市立保育所は8園で定員は600人となっており、平成26年4月1日現在の入所児童数は618人です。

保育所の入所待機児童は、平成26年4月1日現在で31人、保護者が就労希望の児童を加えると81人となっています。このように保育施設の供給量は、需要量に対して不足しており、特に3歳未満児を中心とする待機児童対策が求められています。

【 市立保育所 年齢別入所児数 （平成26年4月1日時点） 】

保育所名	所在地	開所年月	入所児数							定員
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	計	
川西	栄根1丁目	S24.7	0人	6人	14人	13人	14人	15人	62人	60人
川西北	出在家町	S35.5	4人	9人	10人	15人	19人	13人	70人	80人
川西南	久代2丁目	S38.5	0人	16人	16人	17人	18人	21人	88人	80人
加茂	加茂1丁目	S45.5	0人	6人	7人	16人	16人	12人	57人	60人
緑	大和西2丁目	S49.5	0人	9人	9人	15人	15人	17人	65人	60人
小戸	小戸3丁目	S52.4	9人	17人	15人	19人	14人	18人	92人	90人
多田	東多田1丁目	S54.4	0人	9人	17人	27人	33人	34人	120人	110人
川西中央	火打1丁目	S57.4	3人	8人	13人	13人	16人	11人	64人	60人
計			16人	80人	101人	135人	145人	141人	618人	600人

資料：児童保育課

【 私立保育所・認定こども園 年齢別入所児数 (平成26年4月1日時点) 】

※ 他市からの受託児童を含む。

保育所名	所在地	開所年月	入所児数							計	定員
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児			
ちきゅうっこ	萩原台西1丁目	H14.4	9人	21人	26人	30人	28人	27人	141人	120人	
つくしんぼ	大和東3丁目	H15.4	0人	8人	12人	12人	11人	5人	48人	50人	
つくしんぼ分園	大和西1丁目	H23.4	5人	0人	0人	-	-	-	5人	10人	
川西共同	小戸3丁目	H16.1	8人	14人	19人	16人	17人	18人	92人	80人	
川西共同分園	栄町	H26.4	6人	6人	7人	-	-	-	19人	20人	
パステル	滝山町	H16.4	10人	23人	24人	25人	27人	29人	138人	120人	
畦野こどもの里	東畦野1丁目	H19.1	9人	15人	17人	21人	21人	21人	104人	90人	
かわにしひよし	中央町	H20.6	11人	24人	24人	24人	24人	25人	132人	120人	
多田こどもの森	新田1丁目	H23.4	15人	24人	24人	25人	25人	24人	137人	110人	
川西けやき坂	けやき坂1丁目	H23.4	8人	15人	18人	18人	16人	19人	94人	80人	
山子屋	一庫字区田	H23.4	1人	3人	4人	4人	5人	5人	22人	24人	
あおい宙川西	久代6丁目	H24.4	14人	17人	18人	17人	10人	8人	84人	90人	
エンゼルキッズ清和台	清和台西4丁目	H23.4	4人	15人	19人	-	-	-	38人	45人	
エンゼルキッズ山下(分園)	見野2丁目	H24.4	3人	6人	7人	-	-	-	16人	20人	
山下教会	見野2丁目	H26.4	1人	1人	4人	6人	3人	2人	17人	20人	
清和台めぐみ	清和台東4丁目	H26.4	0人	4人	3人	-	-	-	7人	30人	
美山保育園	美山台3丁目	H26.4	4人	6人	7人	-	-	-	17人	42人	
計			108人	202人	233人	198人	187人	183人	1,111人	1,071人	
市立・私立合計			124人	282人	334人	333人	332人	324人	1,729人	1,671人	

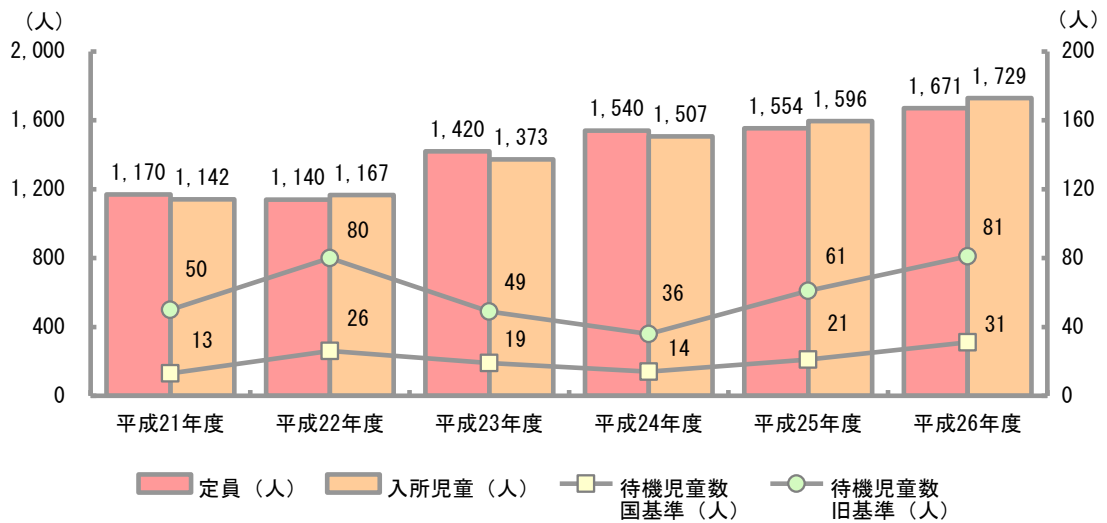
資料：児童保育課

② 待機児童数の推移

私立の認可保育所の整備など、平成21年度から26年度にかけて概ね500人分の定員増を実施し、待機児童の解消に努めてきましたが解消には至っておらず、平成26年4月の待機児童数は31人(就労希望の者を含めると81人)で、年度末には100人を超えると見込んでいます。

今後、児童数は減少する見込みですが、保育需要は増嵩が予測され、これに的確に対応していかなければなりません。

【 保育所・認定こども園 定員・入所児童・待機児童数の推移（各年度4月時点） 】



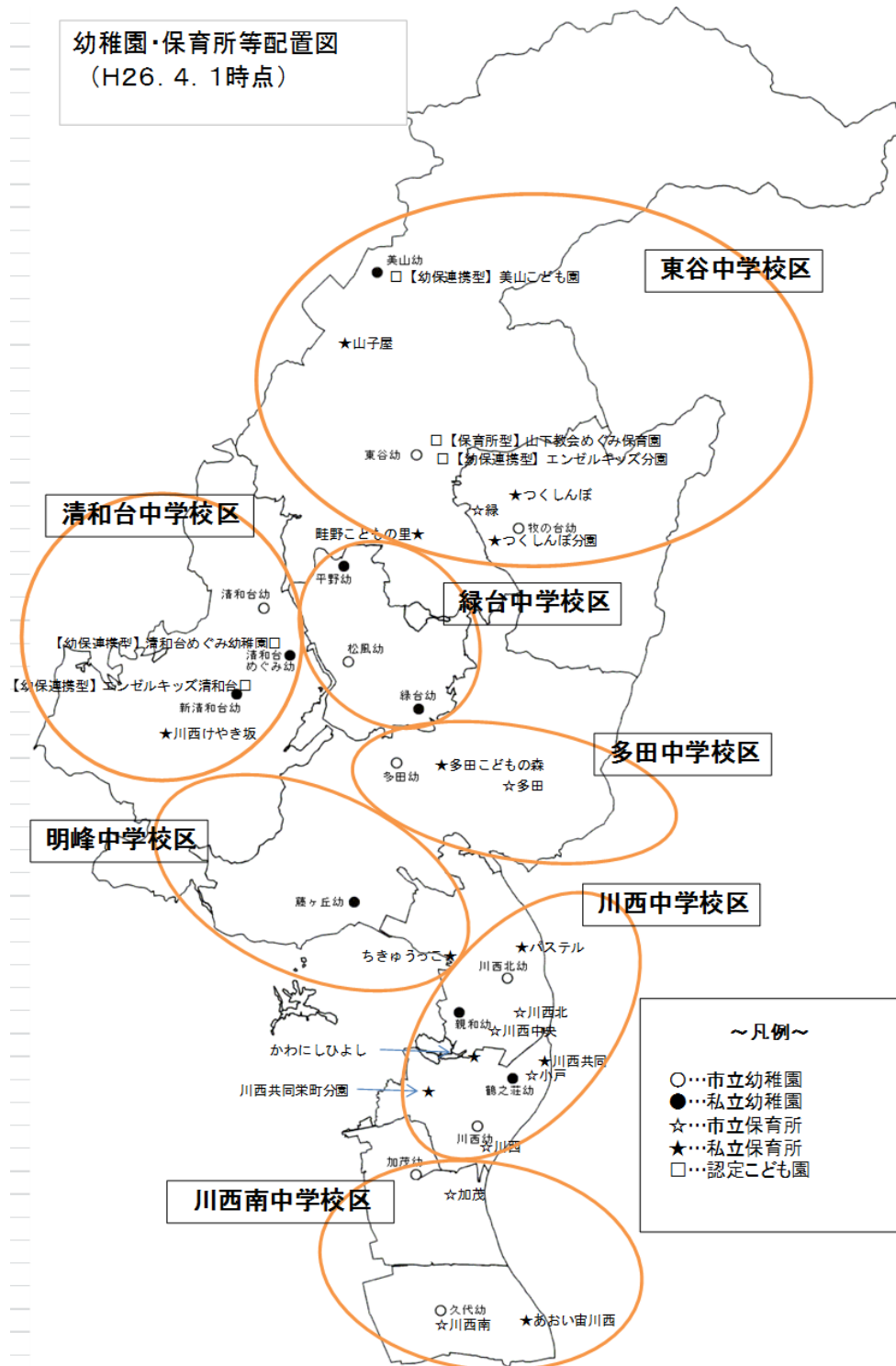
資料：児童保育課

(3) 幼稚園・認可保育所・認定こども園の配置状況 ●●●●●●●●●●

市立幼稚園は通園区を設定し、市内各所に9園配置されています。また、私立幼稚園は市内各所に5園あり、通園バス等の活用により市内外から児童が通っています。

認可保育所は、市内各所に20か所配置され、川西中学校区を中心に南部地域に集積しています。一方で、緑台中学校区には配置されていません。

認定こども園は、清和台中学校区に幼保連携型が2園、東谷中学校区に幼保連携型が1園と分園が1園、保育所型が1園配置されています。



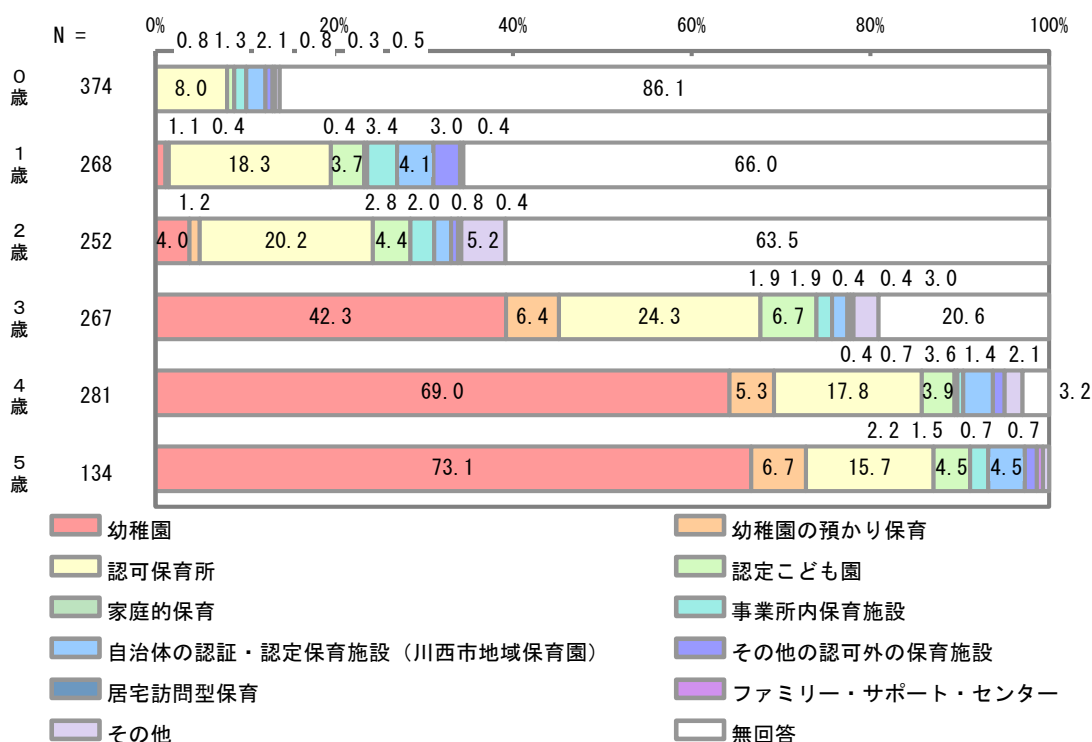
4 子ども・子育て支援に関するアンケート調査の結果と分析

平成25年10月と平成26年1月に、本市が実施したアンケート調査（子育て支援に関するアンケート調査・同追加調査）の結果と分析は以下の通りです。

(1) 平日の定期的な幼稚園・保育所等の利用状況と希望

① 平日の定期的な幼稚園・保育所等の利用状況

【 図 平日の定期的な幼稚園、保育所等の利用の有無（就学前） 】



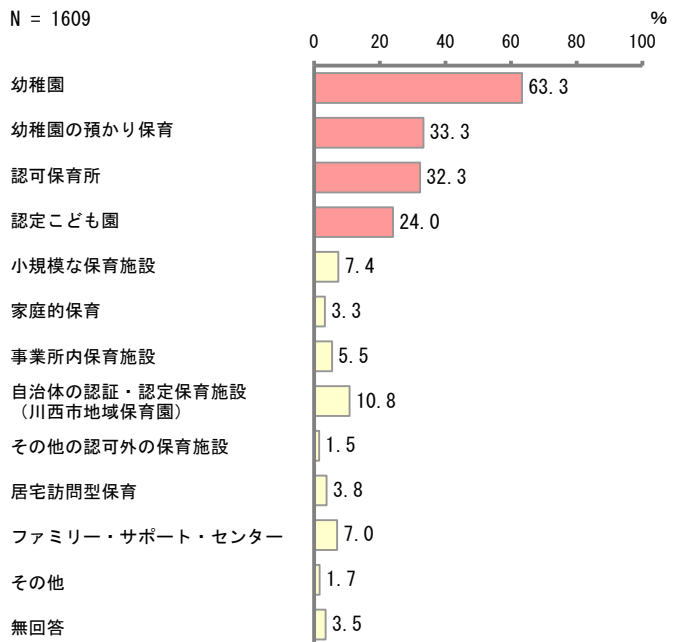
※ 無回答には、幼稚園等を利用していない方が含まれています。

現在の平日の定期的な幼稚園、保育所等の利用状況については、年齢が上がるにつれ、幼稚園の利用者が高くなっています。

② 平日の定期的な幼稚園・保育所等の利用希望

平日に利用したい教育・保育施設として、幼稚園の割合が最も高く、次いで、幼稚園の預かり保育、認可保育所、認定こども園と続きます。

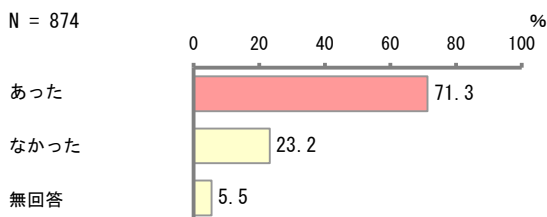
【 図 平日に利用したい教育・保育施設（就学前） 】



(2) 短時間サービスの利用状況と利用意向

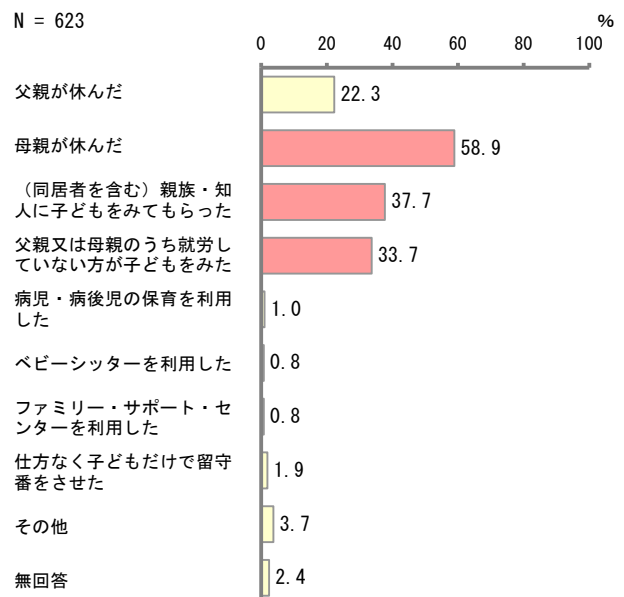
① 病気の際の対応

【 図 病気の際に、幼稚園、保育所等を欠席したことの有無（就学前） 】



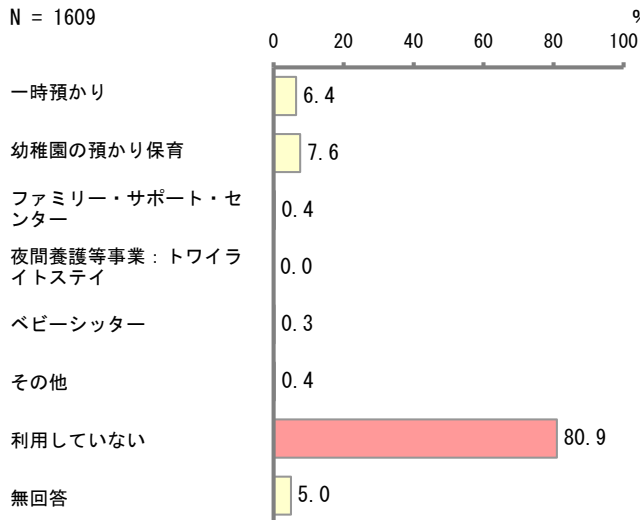
「病気の際の対応」については、幼稚園、保育所等を欠席したことが「あった」と回答した方が71.3%ありました。その対処方法として、「母親が休んだ」と回答している人が58.9%と高く、病児・病後児保育の利用状況は数値としては低いものの、潜在的なニーズがあることがうかがえます。

【 図 病気の際の対処方法（就学前） 】

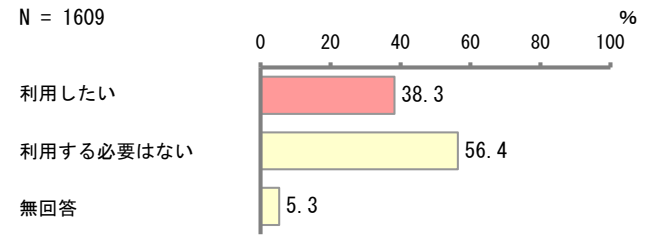


② 日中の一時預かり等の利用

【 図 日中の一時預かり等の利用状況（就学前） 】



【 図 日中の一時預かり等の利用希望（就学前） 】



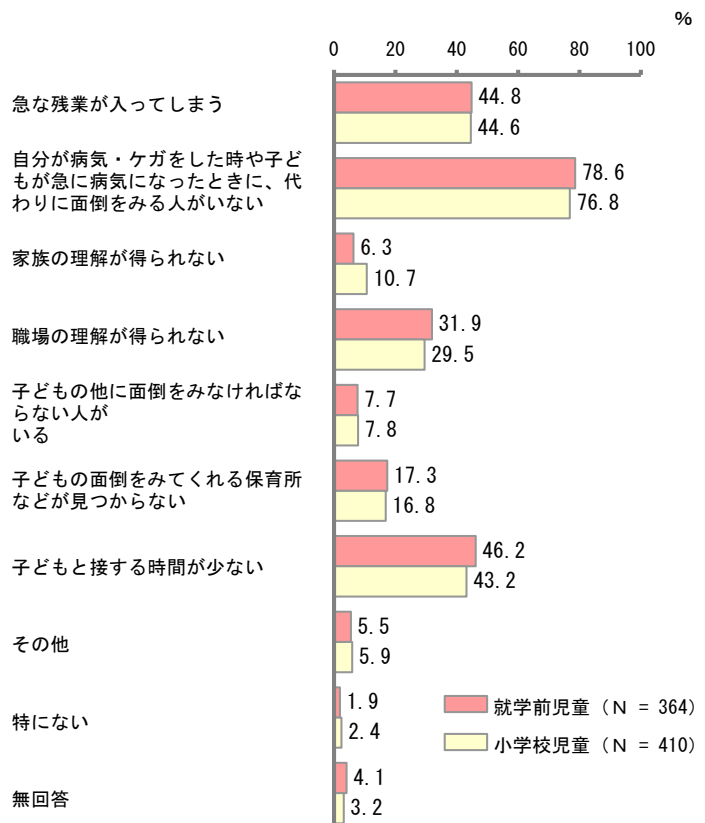
「日中の一時預かり等の利用」については、80.9%の方が利用していないと回答しています。利用希望については、「利用したい」と回答している人が38.3%いることから、潜在的なニーズがあることがうかがえます。

(3) 仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現

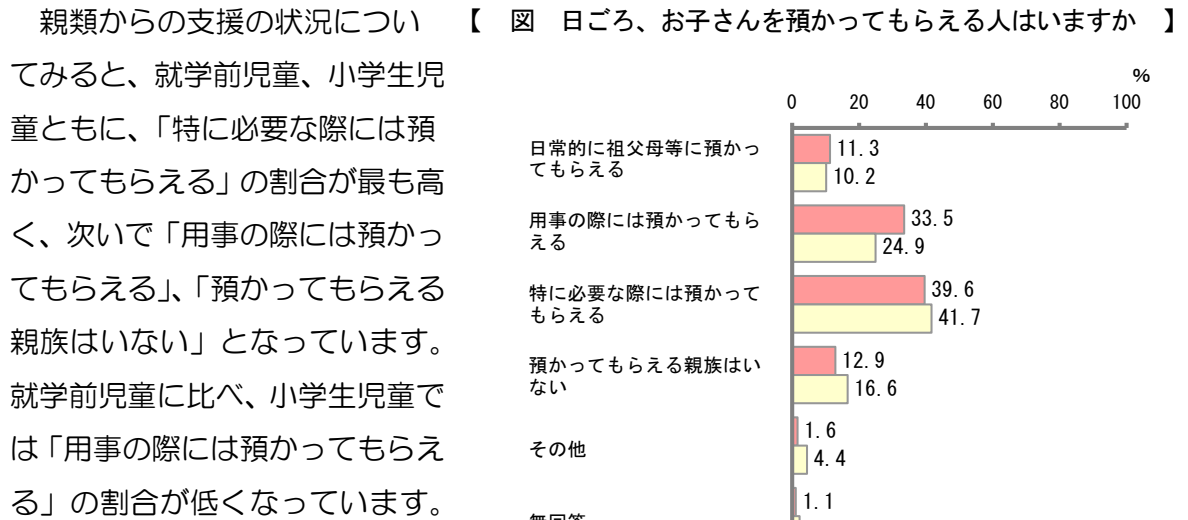
① 仕事と子育ての両立で大変と感ずることについて

【 図 仕事と子育ての両立で大変と感ずること 】

仕事と子育ての両立で大変と感ずることについてみると、就学前児童、小学生児童ともに、「自分が病気・ケガをした時や子どもが急に病気になったときに、代わりに面倒をみる人がいない」の割合が最も高く、次いで「急な残業が入ってしまう」、「子どもと接する時間が少ない」となっています。

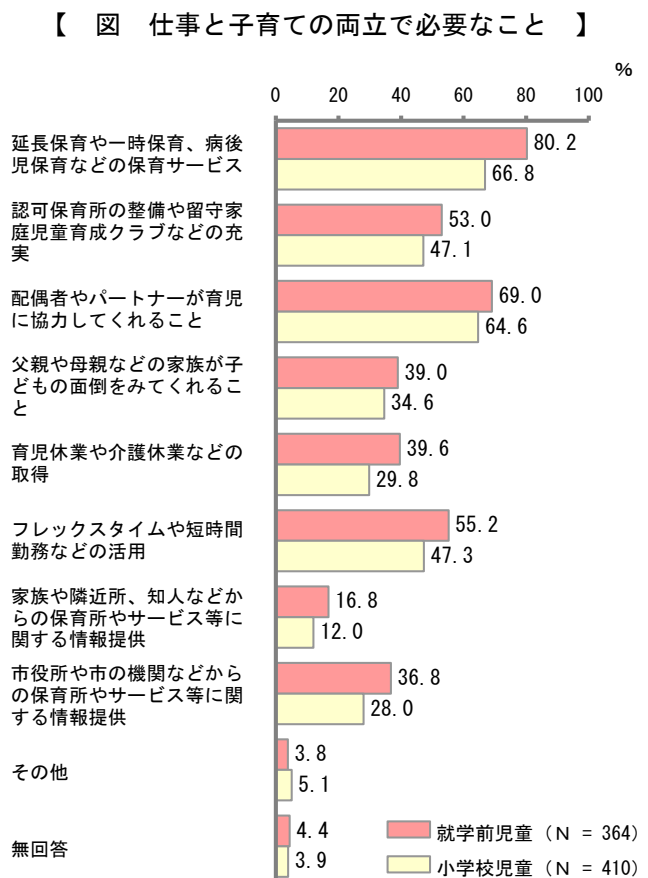


② 親類からの支援の状況について



③ 仕事と子育ての両立で必要なことについて

仕事と子育ての両立で必要なことについてみると、就学前児童、小学生児童ともに、「延長保育や一時保育、病後児保育などの保育サービス」の割合が最も高く、次いで「配偶者やパートナーが育児に協力してくれること」、「フレックスタイムや短時間勤務などの活用」となっています。また、「その他」を除いたすべての項目で就学前児童の割合が高くなっています。



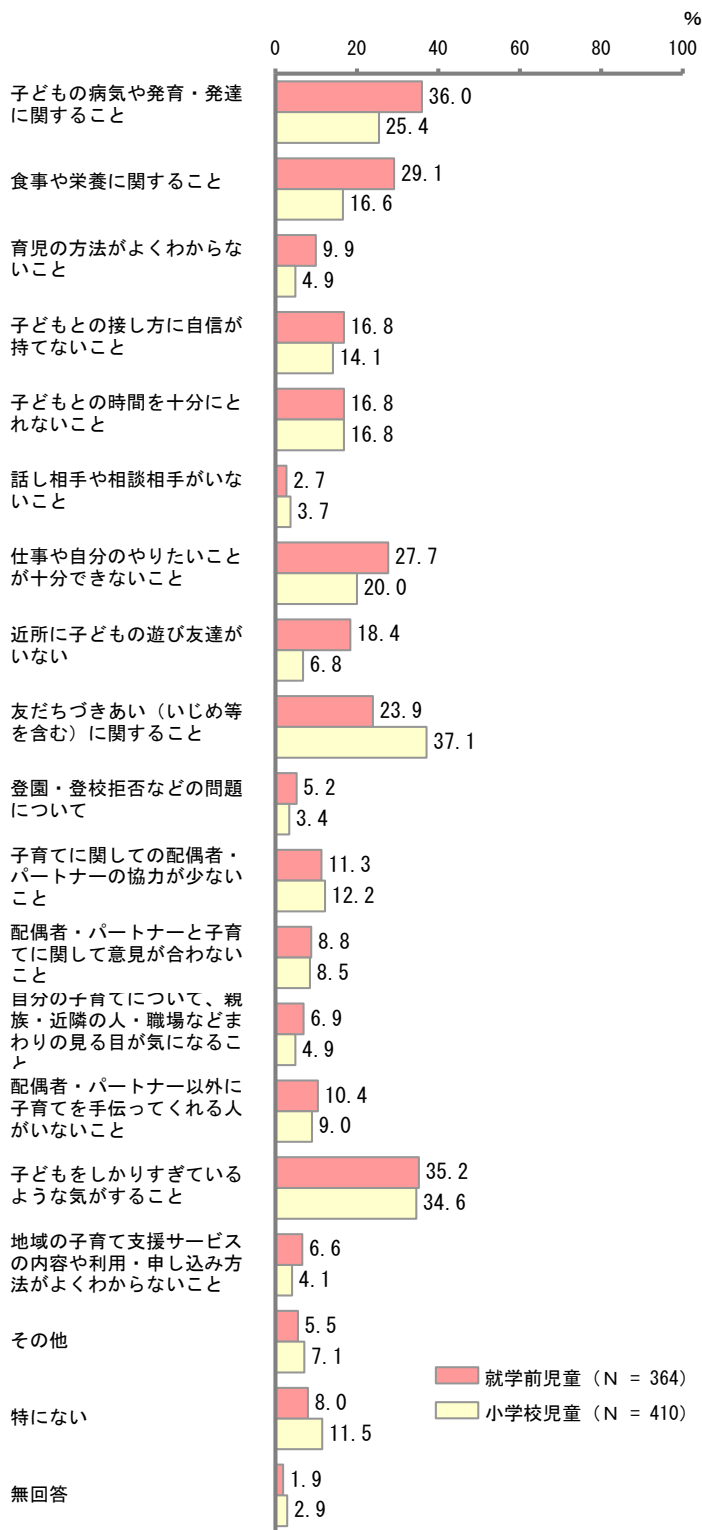
(4) 子育てにおける不安や負担の解消

① 日ごろ悩んでいること、気になることについて

日ごろ悩んでいること、気になることについてみると、就学前児童では、「子どもの病気や発育・発達に関すること」の割合が最も高く、次いで「子どもをしかりすぎているような気がするごと」、「食事や栄養に関すること」となっています。

小学生児童では、「友だちづきあい（いじめ等を含む）に関すること」の割合が最も高く、次いで「子どもをしかりすぎているような気がするごと」、「子どもの病気や発育・発達に関すること」となっています。

【 図 日ごろ悩んでいること、気になること 】

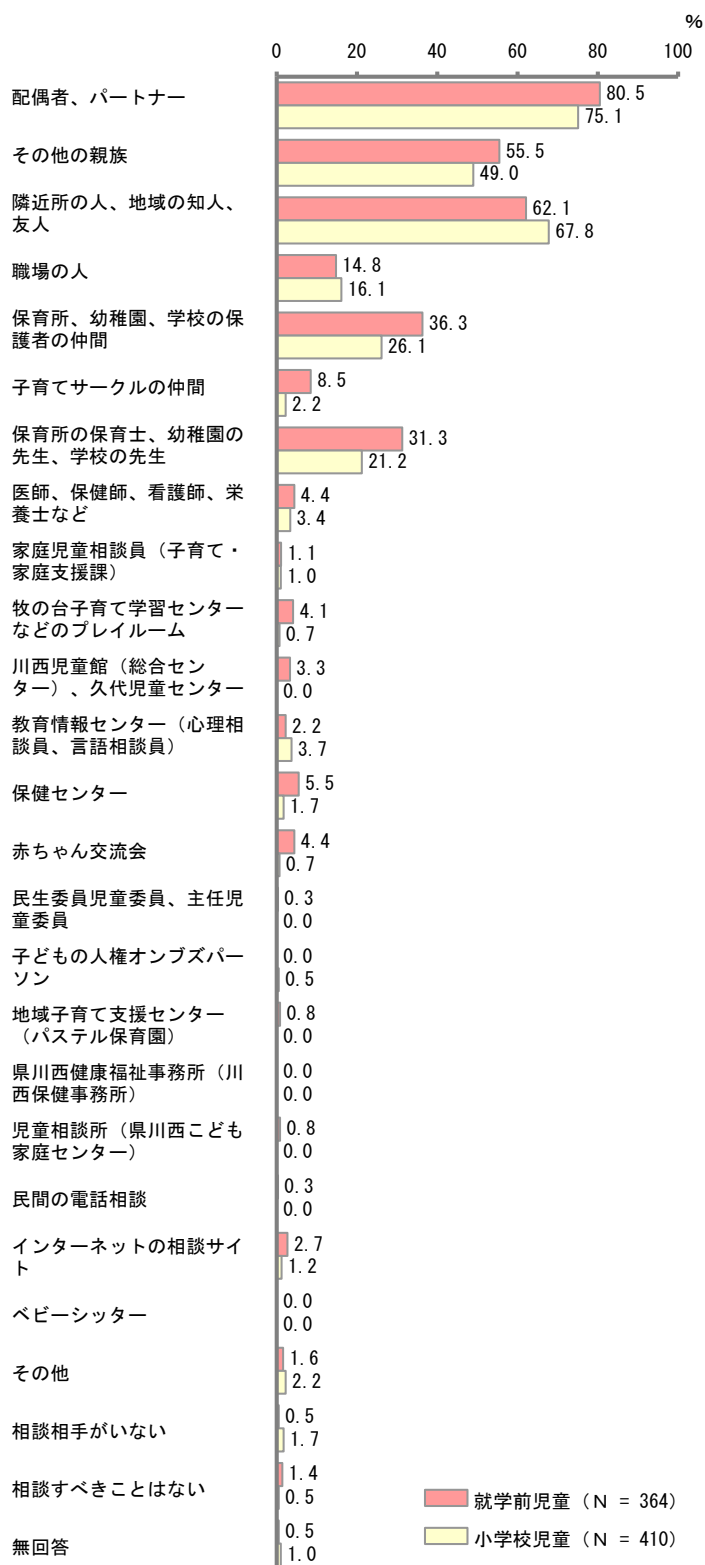


② 子育てに関する悩みの相談先について

子育てに関する悩みの相談先についてみると、就学前児童、小学生児童ともに、「配偶者、パートナー」の割合が最も高く、次いで「隣近所の人、地域の知人、友人」、「その他の親族」となっています。

主なところでは、小学生児童に比べ就学前児童では、「配偶者、パートナー」、「その他の親族」、「保育所、幼稚園、学校の保護者の仲間」、「子育てサークルの仲間」、「保育所の保育士、幼稚園の先生、学校の先生」の割合が、就学前児童に比べ小学生児童では、「隣近所の人、地域の知人、友人」の割合が高くなっています。

【 図 子育てに関する悩みの相談先 】



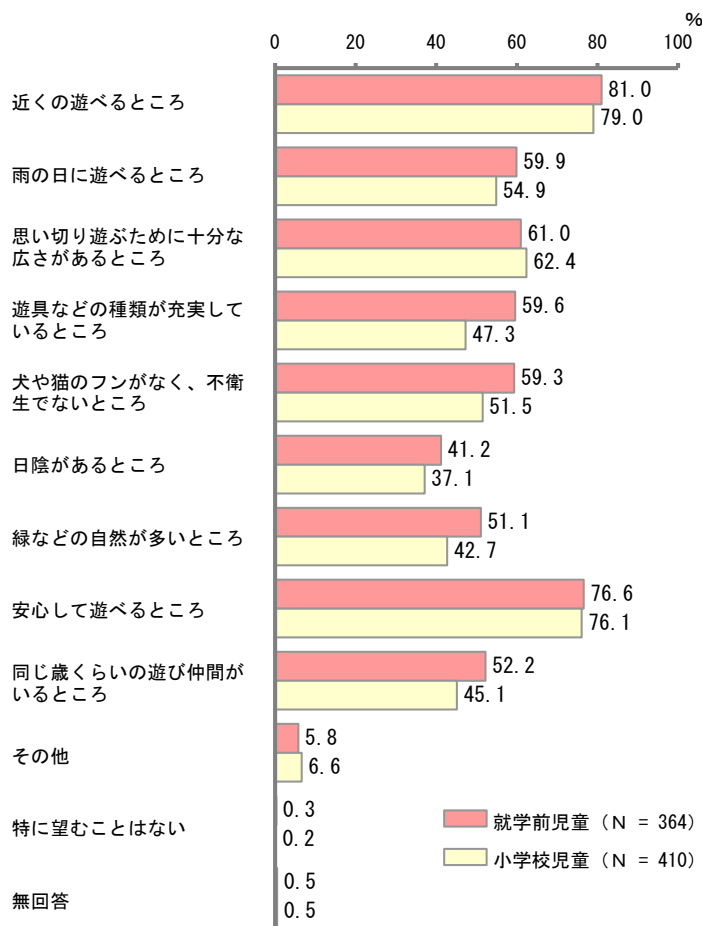
(5) 安全・安心な子育て環境づくり

① 子どもの遊び場について望ましいと思うことについて

子どもの遊び場について望ましいと思うことについてみると、就学前児童、小学生児童ともに、「近くの遊べるところ」の割合が最も高く、次いで「安心して遊べるところ」、「思い切り遊ぶために十分な広さがあるところ」となっています。

小学生児童に比べ就学前児童では「雨の日に遊べるところ」、「犬や猫のフンがなく、不衛生でないところ」の割合が高くなっています。

【 図 子どもの遊び場について望ましいと思うこと 】

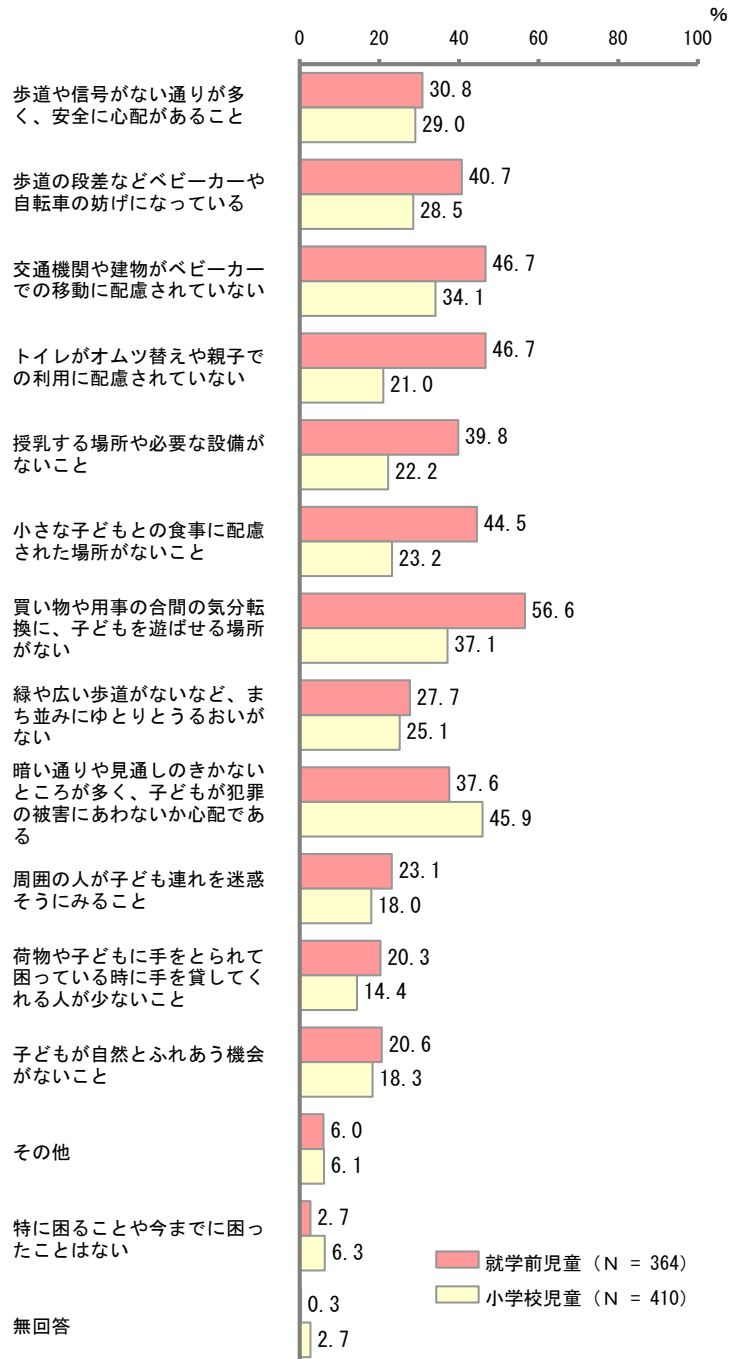


② 子どもとの外出の際に困ることについて

子どもとの外出の際に困ることについてみると、就学前児童では、「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない」の割合が最も高く、次いで「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない」、「トイレがオムツ替えや親子での利用に配慮されていない」となっています。

小学生児童では、「暗い通りや見通しのきかないところが多く、子どもが犯罪の被害にあわないか心配である」の割合が最も高く、次いで「買い物や用事の合間の気分転換に、子どもを遊ばせる場所がない」、「交通機関や建物がベビーカーでの移動に配慮されていない」となっています。

【 図 子どもとの外出の際に困ること 】

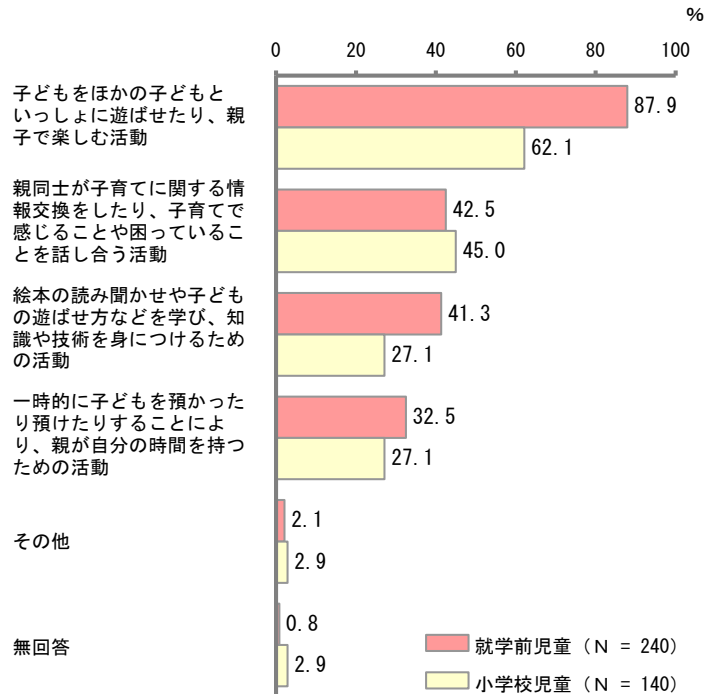


(6) 子育てをめぐる地域社会の再構築

① 自主活動や参加したい活動について（保護者）

今後実施したい自主活動、参加したい活動についてみると、就学前児童、小学生児童ともに、「子どもをほかの子どもといっしょに遊ばせたり、親子で楽しむ活動」の割合が最も高く、次いで「親同士が子育てに関する情報交換をしたり、子育てで感じることや困っていることを話し合う活動」となっています。

【 図 今後実施したい自主活動、参加したい活動 】

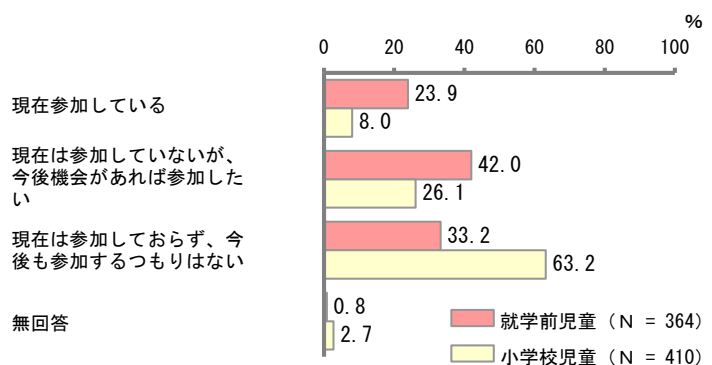


② 子育てに関するサークル等への参加状況について（保護者）

子育てに関するサークル等への参加状況についてみると、就学前児童では、「現在は参加していないが、今後機会があれば参加したい」の割合が最も高くなっています。

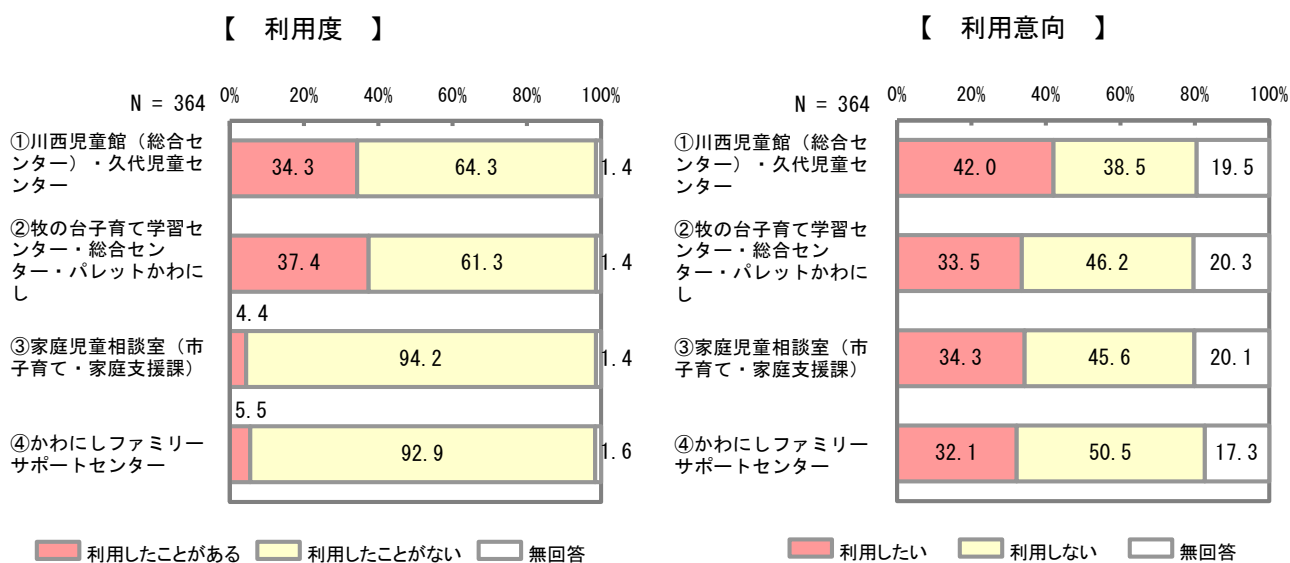
小学生児童では、「現在は参加しておらず、今後も参加するつもりはない」の割合が最も高くなっています。

【 図 子育てに関するサークル等への参加状況 】

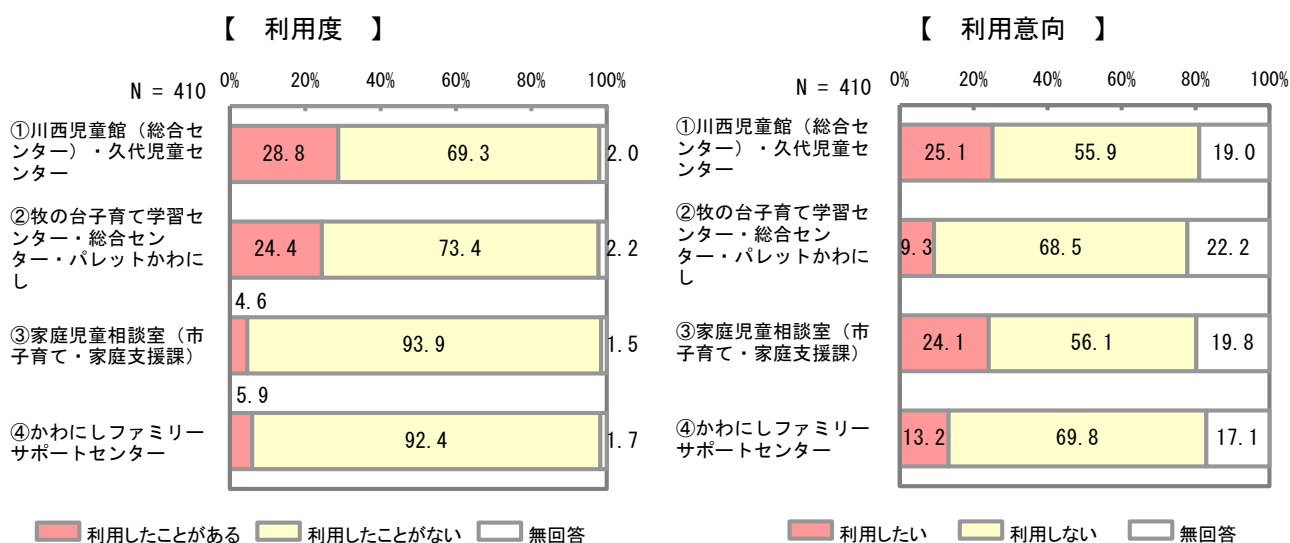


(7) 子育て支援サービスの利用促進・質の確保・向上

【 図 子育て支援サービスの利用度、利用意向（就学前児童） 】



【 図 子育て支援サービスの利用度、利用意向（小学生児童） 】



アンケート調査結果の「子育て支援サービスの利用度・利用意向」についてみると、就学前児童では利用意向について、利用度に比べ、「③家庭児童相談室（市子育て・家庭支援課）」「④かわにしファミリーサポートセンター」が25ポイント以上高くなっています。また、小学生児童の保護者では利用意向について、利用度に比べ、「③家庭児童相談室（市子育て・家庭支援課）」が15ポイント以上高くなっています。

1 計画の基本理念

**子どもたちが夢を拡げ、
子どもとおとなが育ち合うまちづくり**

近年の少子化・核家族化の進行、近隣とのつながりの希薄化等によって子育ての孤立化、依然として厳しい経済不況や就労環境、共働き世帯の増加やライフスタイルの多様化、若者の結婚や家族に対する価値観の変化などを背景に、家庭や地域における「子育て力」の低下がみられるとともに、児童虐待や子どもを巻き込む犯罪が社会問題となっていることから、子どもの育ちと子育てを行政や地域社会をはじめ社会全体で支援する必要性が高まっています。

本市ではこれまで、「川西市次世代育成支援対策行動計画」において、次代を担う子どもたちが夢を抱き、拡げ続けていくために、一人一人の個性や自主性を尊重できる社会をおとなたちが実現していくことができるまちづくりをめざして、「子どもたちが夢を拡げ、子どもとおとなが育ち合うまちづくり」を基本理念として定め、多様な子育て支援に取り組んできました。

子どもは、社会の希望であり、未来をつくる存在です。子どもの健やかな育ちと子育てを支えることは、一人一人の子どもや保護者の幸せにつながることはもとより、社会の発展に欠かすことができません。そのためにも、子どもに限りない愛情を注ぎ、その存在に感謝し、日々成長する子どもとともに、親も親として成長していくことが大切です。

また、人が家庭を、家庭が地域を、地域がまちを築いていくことから、親や家庭が子育てを主体的に行っていくことを前提としながらも、地域や社会全体が、子どもの育ちや子育てを温かく見守り、そして支えとなり、次代を担う子どもの健全育成を図ることが、ふるさとへの愛着を育み、持続的なまちの成長につながります。

基本理念の実現をめざして、今後はさらに関係機関や様々な担い手との連携・協働のもと、人に優しいまちづくりと地域づくりを行うとともに、子どもの健全育成と子育ての支援を進めていきます。

2 基本的な視点

子どもの視点

子どもの幸せを第一に考え、すべての子どもが家庭や地域などでの人と人との関わりを通して豊かな人間性を形成し、自立した次代の親になっていけるよう、子どもの視点に立った取り組みを進めます。

家庭の視点

子どもを生き育てている男女が、子どもとの生活に喜びと安らぎを感じ、子育てを通して親として育っていけるよう、子育ての基本的な場である家庭の視点に立った取り組みを進めます。

地域の視点

地域の人々が子育ての喜びや苦労をわかち合い、ともに子どもを見守り育てていく豊かな子育て環境を築いていけるよう、地域の視点に立った取り組みを進めます。

仕事と生活の調和を実現する視点

働き方の見直しを進め、仕事と生活の調和を実現することは、結婚や子育てに関する希望を実現させるための取り組みの一つとして、少子化対策の観点からも重要です。この実現をめざして、行政、地域、事業所を初めとする関係者の創意工夫の下に連携して進めます。

すべての子どもと家庭への支援の視点

「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、子どもの人権の尊重と最善の利益を主として考え、社会的養護及び虐待をはじめとする様々な理由により保護を要する児童はもちろんのこと、広く「すべての子どもと家庭」への支援という視点から、多様なニーズに対応した取り組みを進めます。

3 基本目標

本計画は、基本理念を実現するため、4つの基本目標で構成されています。

基本目標Ⅰ 母と子のいのちと健康を守る

安心して健やかに子どもを生み育てることができるよう、安全で快適な妊娠、出産環境を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支えるための情報提供・保健医療体制の充実を目指します。

基本目標Ⅱ 教育・保育・子育て支援サービスの充実

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、「豊かな心」と「健やかな体」を身につけていくことが必要です。乳幼児期の愛着形成の重要性や幼児期的人格形成の特性を踏まえ、一人一人の発達に応じた質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな育ちを等しく保障するとともに、幼稚園・保育所・小学校の教職員が教育・保育に対する相互理解を深め、小学校生活への円滑な接続をめざした共通の見通しが持てるよう、幼稚園・保育所・小学校の連携を強化します。

また、子育ての孤立化等の問題を踏まえ、在宅子育て家庭やひとり親家庭を含めたすべての子育て家庭への支援という観点から進めることが必要です。子どもの健全な育ちを守るため、子育て中の親子の精神的な負担感の軽減をめざした、保護者同士の交流や気軽に相談できる窓口などの適切な支援を行います。

基本目標Ⅲ 子どもたちを家庭・地域で健やかに育む

子どものより良い育ちの出発点は家庭であり、その基本的な生活習慣や能力を身につけることは父母その他の保護者が担う重要な役割です。

また、身近な地域の様々な世代の人々が子育てや子どもの育ちを応援する環境づくりや、子どもたちが様々な経験を通じてたくましく成長できる遊び・学びの機会、地域において安心してのびのびと活動できる場の充実を図ります。

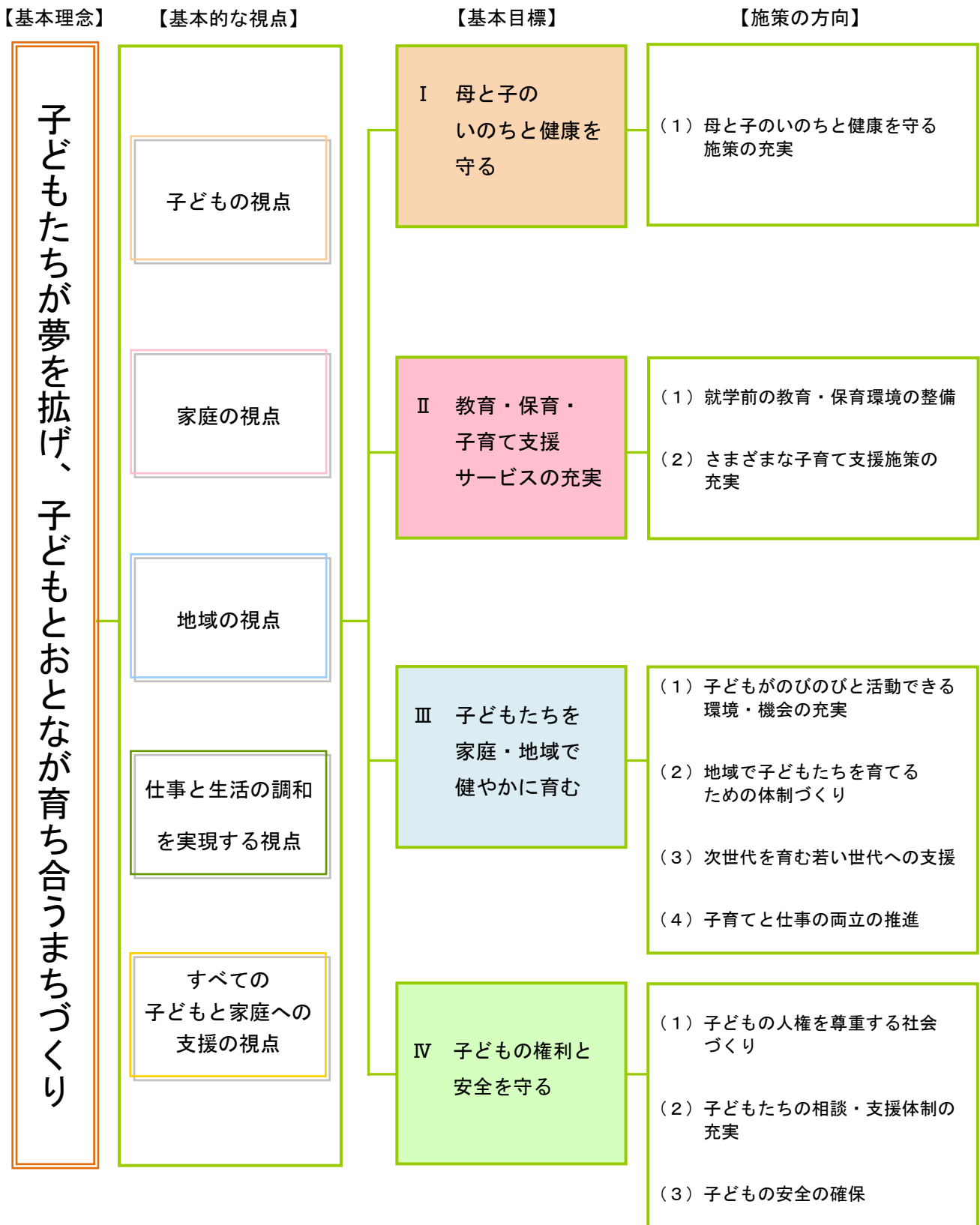
さらに、次代の親を育てるという観点から、男女が協力して家庭を築くこと、子どもを持つこと、育てることに喜びを感じられるよう、子育てと仕事の両立などの啓発の取り組みを進めます。

基本目標Ⅳ 子どもの権利と安全を守る

子どもの人権を尊重する社会づくりを進めるため、子どもの人権についての啓発や相談・支援体制を充実するとともに、子ども自身が意見を表明するなどの社会参加の機会を充実します。

また、児童虐待や痛ましい事件・事故などから、子どものいのちや安全な生活を守るための活動や、被害にあった子どもの立ち直りへの支援など、子どもの安全を守る取り組みを進めます。

4 計画の体系



基本目標 I 母と子のいのちと健康を守る

施策の方向 1 母と子のいのちと健康を守る施策の充実

- ・安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、健康診査、健康相談等の母子保健事業をきめ細やかに実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。
- ・保護者や子どもに対して、性に関する正しい知識を普及し、親子でそれらについて話し合うことの重要性を伝えていく必要があります。

①母子保健サービスの提供

No	事業名	事業概要	担当所管
	母子健康手帳の交付	保健センター・各行政サービスセンターにおいて、妊娠の届出手続き時に母子健康手帳を交付するとともに、保健相談及び指導を行う。各種の母子保健事業や子育て支援サービスの案内をする。	健康づくり室
	妊婦健康診査費助成事業及び妊婦面接	医療機関で受診する妊婦健康診査の費用に対して、健診14回分で上限70,000円（1回の健診につき上限5,000円）を限度に助成する。また、保健師等が保健指導や健康診査等の説明を行う。	健康づくり室
	マタニティマークの普及・啓発	マタニティマークの普及・啓発を進めるため、ポスターの掲示、キーホルダーの配布などの方策で、妊産婦にやさしいまちづくりをめざす。	健康づくり室
	4か月児健康診査	各種専門職による診察、保健指導、離乳食指導、母乳相談等を行う。また、健康の保持・増進のため、育児相談を実施し、虐待予防も考慮し、子育てへの支援を行う。	健康づくり室
	10か月児健康診査	各種専門職による診察、保健指導、離乳食指導、歯科指導、運動発達相談、遊び紹介等を行う。また、健康の保持・増進のため、育児相談を実施し、虐待予防も考慮し、子育てへの支援を行う。	健康づくり室
	1歳6か月児・3歳児精神精密健康診査	保健師による問診と心理相談員による発達検査を踏まえ、小児科医師等が診察し、保護者へ児の状態を説明、今後の方針を決定する。必要に応じて、療育施設や他機関紹介も実施する。	健康づくり室

No	事業名	事業概要	担当所管
	1歳6か月児健康診査	各種専門職による診察、保健指導、栄養相談、歯科指導、発達相談等を行う。また、健康の保持・増進のため、育児相談を実施し、虐待予防も考慮し、子育てへの支援を行う。	健康づくり室
	2歳児のびのび教室	身体計測、問診（育児相談）、歯みがき指導、保健・栄養集団指導、栄養個別相談（希望者）を実施する。	健康づくり室
	3歳児健康診査（及び視聴覚健康診査）	各種専門職による診察、事前アンケートによる視聴覚チェック、保健指導、栄養指導、歯科指導、発達相談等を行う。また、健康の保持・増進のため、育児相談を実施し、虐待予防も考慮し、子育てへの支援を行う。さらに、必要な幼児に専門医による視聴覚健診も実施する。	健康づくり室
	就学までの継続支援	3歳児健康診査の終了時においても、関係機関や関係所管と連携しながら、相談体制や相談内容の充実に努め、子どもの成長に応じた支援を行います。	健康づくり室
	未熟児訪問指導	未熟児と認められた児に対して、訪問指導を実施し、適切な指導・助言を行う。	健康づくり室
	新生児及び産婦訪問指導	新生児の身体観察、発達チェック（身体計測）、産婦の産後の身体回復の状態観察、必要な生活指導、保健指導（栄養、保育の一般的指導を含める）などを行う。	健康づくり室
	妊婦訪問指導	希望等に応じて、妊婦を対象に妊婦訪問をし、保健指導を実施する。	健康づくり室
	乳幼児訪問指導	必要と認められた乳幼児やその保護者を対象に、身体観察・発達チェック（身体計測）、必要な生活指導や保健指導（栄養保育の一般的指導を含む）、子育て不安の軽減などを実施する。	健康づくり室
	在宅要観察児親子教室（コアラくらぶ・カンガルーくらぶ）	健診等で経過観察が必要と判定された乳幼児を対象に、保育士を中心とした親子遊びを行うとともに、適宜、保健師等が相談に応じる。また、必要により発達相談を実施する。	健康づくり室
	赤ちゃん交流会	公民館・自治会館など市内9か所で実施する。健康相談、赤ちゃん体操や絵本の読み聞かせ、手遊びなどのほか、母親同士の交流を通して、仲間づくりを促進することにより、子育ての悩みや不安の軽減を図る。	健康づくり室
	母親学級	妊娠・分娩・育児に関する知識の普及に努め、母子の心身の健康管理（妊婦体操・歯科指導・沐浴実習）を実施する。	健康づくり室
	両親学級	父親が沐浴実習や妊婦体験スーツの着用・絵本の読み聞かせを体験することで、妊娠・出産・育児への理解を深める。また、参加者同士の交流をはかり、仲間づくりを促す。休日開催の教室では、乳児の保護者交流も行っている。	健康づくり室
	電話・窓口面接相談	母子の健康や栄養・子育てに関する不安や悩み等の相談・助言を実施する。	健康づくり室

No	事業名	事業概要	担当所管
	すくすく乳幼児相談	乳幼児とその保護者で乳幼児の身体計測・健康や栄養・子育てに関する相談・絵本の読み聞かせを実施する。	健康づくり室
	運動発達相談	子どもの運動発達に関する相談に対して、医師の診察所見の基づいて、運動発達を促す遊びや体操など自宅で行えるような関わり方の指導を行う。	健康づくり室
	予防接種の推進	「予防接種法」に基づく定期の予防接種を安全に受けられるような環境の確保に努めるとともに、感染のおそれがある疾病の発生及び流行の予防を図る。	健康づくり室
	「かかりつけ医」づくりの普及と推進	子どもの日ごろからの健康管理や急病時、病気・むし歯予防などで、いつでも相談できる「かかりつけ医」づくりを、広報や各種事業の機会を通して、推進していく。	健康づくり室
	「県小児救急医療電話相談」、「阪神北広域こども急病センター」での電話相談の利用促進	夜間や休日に子どもが急病やケガなどをした時、保護者が気軽に看護師らに相談できる、県立こども病院に開設の「県小児救急医療電話相談」事業と、「阪神北広域こども急病センター」での電話相談事業の市民への周知に取り組み、利用の促進を図る。	健康づくり室
	小児救急医療体制の整備	阪神北広域こども急病センターの周知・普及に努めるとともに医療体制の維持を図る。また、県等と連携しながら、阪神北圏域内における小児2次救急医療体制の維持を図る。	健康づくり室
	未熟児養育医療制度	母子保健法に基づく未熟児養育医療制度について、保護者の自己負担金相当分を負担し、保護者の経済的負担の軽減に努める。	健康づくり室
	助産施設入所委託事業	妊産婦が保健上必要があるにも関わらず、経済的な理由により入院し助産を受けることができない場合、助産施設において助産を受けさせる。	子育て・家庭支援課
	赤ちゃん交流会	公民館・自治会館などで健康相談、赤ちゃん体操や絵本の読み聞かせ、手遊びなどのほか、母親同士の交流を通して、仲間づくりを促進することにより、子育ての悩みや不安の軽減を図る。	子育て・家庭支援課
	産科医療の環境整備	妊産婦及び新生児の医療を担う中核病院として、妊産婦が安心して安全なお産ができるよう、適切な医療の提供を行う。	市立川西病院

② 性に関する正しい知識の普及

No	事業名	事業概要	担当所管
	教育研究事業（性に関する研修・人権研修）	「性教育の指導の手引き書」（小・中学校編）を参考に、人権尊重の観点から性教育を推進する。	教育情報センター

施策の方向 1 就学前の教育・保育環境の整備

- ・近年の社会経済情勢やライフスタイルの変化によって、就学前の教育・保育に対するニーズが変化しています。一方で、これまでも少子化対策を講じてきていますが、児童数の減少は進行しています。この状況に適切に対応するため、ニーズに沿った就学前教育・保育環境の充実を図ります。
- ・市立幼稚園・保育所の園舎は建設から30年以上経過しており、耐震化・老朽化対策を講じる必要性が高まっています。この対応にあたっては、市立の施設としての役割のもと、児童数の減少や子育て世帯のニーズの変化に適切に対応できるよう、柔軟な対応策を検討・推進します。
- ・幼稚園・保育所・認定こども園・小学校において、児童・生徒の確かな学力、豊かな人間性、たくましく生きるための健康・体力をバランスよく育むために、創意工夫を生かした教育・保育活動を展開していきます。さらに、小学校就学時の環境の変化による不安や不適應を解消するため、幼稚園・保育所・認定こども園と小学校との連携・交流事業を実施します。

① 幼稚園・保育所等の充実

No	事業名	事業概要	担当所管
	保育所整備事業	待機児童の解消を図るため、民間保育所の整備に対する補助を実施する。	こども・若者政策課
	認定こども園事業	子どもの視点に立ち、認定こども園について調査・検討を進める。	児童保育課 こども・若者政策課

② 市立幼稚園・保育所の耐震・老朽化対策

No	事業名	事業概要	担当所管
	保育施設の安全確保と設備の充実	施設の安全の確保及び保育の環境を改善するために、保育所の施設の改修や備品の充実に努める。必要な場合、公立保育所の耐震補強を実施するとともに、大規模改修について検討する。	児童保育課
	教育施設耐震化事業	耐震診断の結果、耐震補強が必要な学校園施設について、順次、耐震補強工事を実施する。	施設課

③ 保育・教育関係者の研修や連携等の充実

No	事業名	事業概要	担当所管
	保・幼・小の連携推進	幼保の連携をより一層進めるとともに、小学校との連携を推進する。	児童保育課
	保育の質の向上に向けた研修等の充実	保育指導専門員の活用など、保育や子育て支援の質的向上に向けた研究・研修を実施する。自己評価のシステムを導入するとともに第三者評価について検討する。	児童保育課
	教育研究事業（男女平等教育研修）	研究校園を指定し、川西市男女平等教育ガイドライン「かがやき～すべての子どもたちのしあわせを願って～」に基づいて、男女平等教育を推進するとともに、教職員の資質向上を図る。指定校園の研究の成果を研究発表として公開し、男女平等教育への理解と意識の高揚を図る。	教育情報センター
	教育研究事業	教育に関する課題について、基本研修・専門研修・課題別研修等を実施し、教職員の資質の向上を図る。また、子ども理解を中心とした市民向けのオープン講座を実施し、学校教育に関する今日的課題について広く理解を求めるとともに、地域や家庭との連携を深める。	教育情報センター
	教育研究事業（子ども理解オープン講座）	保育や子育て支援の質的向上に向けた研究・研修を、教員とともに市民も対象に実施する。	教育情報センター
	保・幼・小の連携推進	保・幼・小の園児・児童等の情報の交流を進めるとともに、教師間の一層の連携を深める。	教育情報センター

施策の方向 2 さまざまな子育て支援施策の充実

- すべての家庭が、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てできるよう、保育所の延長保育や幼稚園の預かり保育、病児・病後児保育、一時的な保育などのニーズに対応した保育サービスをより一層充実していきます。
- 放課後児童対策については、「放課後子ども総合プラン」の趣旨を踏まえ、共働き家庭等の「小1の壁」(※)を打破するとともに、次代を担う人材を育成するため、すべての就学児童が安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる体制づくりを進めます。留守家庭児童育成クラブでは適切な生活の場となるよう施設の改善や整備を進め、全ての児童を対象とする放課後子ども教室では学習や体験活動の場の充実を図ります。

※「小1の壁」・・・共働き世帯などにおいて、保育所等に比べ放課後児童健全育成事業の終了時間が早いことや保護者会・授業参観などのため、子どもの小学校入学を期に仕事と育児の両立が困難になること。

- 子育てに関する様々な不安や悩みに対して、適切に対応できる相談体制の整備を図るとともに、多様な交流機会や学習機会、情報提供により子どもの健やかな成長・発達を支援し、保護者の育児不安の解消を図ります。さらに、子育てに関する情報をきめ細やかに届けるため、印刷物だけでなく、ホームページやメール配信などを活用し情報発信していきます。
- 妊娠・出産、医療、就学前の教育・保育等の、様々な子育てに関わる経済的な負担について支援を行います。
- ひとり親家庭や障がい児、生活困窮家庭といった特別な支援が必要な子どもや家庭に対し、きめ細やかな援助を行うとともに、身近な地域で安心して生活できるよう総合的な支援体制づくりに努めます。

① 多様な保育サービスの提供

No	事業名	事業概要	担当所管
	通常保育事業	保育を要する児童を保育所に入所させ、養護と教育を一体的に行う。	児童保育課
	乳児保育事業	新規に開設する保育所などにおいて乳児保育を実施し、乳児の定員の増加を図る。	児童保育課
	低年齢児保育事業	入所待機児童の多い3歳未満児について、民間保育所の整備などに合わせ受入枠の拡大を図る。	児童保育課
	延長保育事業	公立保育所と民間保育所においては午後7時から午後8時までの延長保育を実施する。	児童保育課

No	事業名	事業概要	担当所管
	休日保育事業	日曜・祝日等においても保育を必要とする児童を対象に、保育所において保育を実施する。	児童保育課
	障がい児保育事業	専門機関や入所検討会などの所見を踏まえながら、保育所において障がい児保育を実施する。	児童保育課
	病児・病後児保育事業	保護者が安心して働けるよう、病気(安定期・回復期)の児童(小学校3年生まで)についての保育を実施し、子育てと就労の支援をするとともに児童の健全な育成を図る。	児童保育課
	一時預かり事業	保護者が一時的に保育を必要とする児童を保育所などにおいて受け入れる一時預かり事業の拡大を図る。	児童保育課
	子育て家庭ショートステイ事業	児童を養育している家庭の保護者が、社会的な事由等により養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設において一定期間、養育・保護する。	子育て・家庭支援課
	ファミリーサポートセンター運営事業	会員の拡大や相互援助活動の調整に努め、子育てに関する相談、会員に対する講習会、交流会の開催、アドバイザーとサブリーダーの連絡会の開催などを猪名川町と共同して実施する。また、地域で取り組む子育て事業との連携を図り、広報活動や関係機関、近隣市町との連絡調整に努める。	子育て・家庭支援課
	認可外保育所の支援	認可外保育所の運営の安定化と保育の質的確保を図るため、保育所に助成金を交付するとともに、認可保育所への移行を支援する。	児童保育課

② 放課後児童対策の充実

No	事業名	事業概要	担当所管
	子どもの居場所づくり事業	小学生を対象に、小学校や公共施設等を利用して、放課後や休日等に「放課後子ども教室」を地域の人々の参画を得て実施する。また、市放課後子どもプラン運営委員会で、放課後対策事業の効果的な運営方法を検討する。	こども・若者政策課
	留守家庭児童育成クラブ事業	小学校での余裕教室等を利用し、放課後や土曜日、長期休業中に家庭で適切な保育を受けることのできない小学校低学年児童に対して、家庭的な雰囲気の中で、遊びと生活の場を提供する。	児童保育課
	留守家庭児童育成クラブの延長育成の実施	留守家庭児童育成クラブでは、午後5時から午後6時30分まで延長育成を実施し、その事業の拡大を図る。	児童保育課
	留守家庭児童育成クラブ環境整備事業	児童の健全育成において、適正な環境で留守家庭児童育成クラブを運営するため、大規模クラブの分割化や施設の増改築などを行い、運営や施設等の環境を整備する。	児童保育課 こども・若者政策課

③ 子育てに関する相談・学習機会等の拡充

No	事業名	事業概要	担当所管
	もぐもぐ離乳食教室	原則として6～8か月の第1子を持つ保護者を対象に、歯の手入れや、離乳食の進め方の講話、実践的な献立デモンストレーション、保護者への離乳食の試食を実施する。	健康づくり室
	かわにし子育てガイドの発行	各種の子育て支援事業の紹介、幼稚園や保育所、親子で出掛けることができる場所等、分かりやすく作成し、子育て中の人や転入者に配布する。	子育て・家庭支援課
	かわにし子育てフェスティバル	子育てに関わる機関・団体が一堂に集まり、おもちゃづくりや人形劇、子育てサロン等を通じて、子育て情報の提供を行い、楽しい子育てを応援する。	子育て・家庭支援課
	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を保育士の資格を持った職員が訪問し、子育てについての不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供する。	子育て・家庭支援課
	ブックスタート推進事業	保健センターの10か月健康診査時に保育士が出向き、本の紹介や読み聞かせを行う。	子育て・家庭支援課
	育児支援家庭訪問事業	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に、過重な負担がかかる前に保健師や保育士等を派遣し、養育上の諸問題の解消を図り、家庭の養育力の育成及び向上を支援する。	子育て・家庭支援課
	家庭児童相談室運営事業	家庭児童相談室に家庭相談員を配置し、家庭において子どもを養育していく上での様々な悩みや心配ごとについて相談に応じる。	子育て・家庭支援課
	産後ヘルパー派遣事業	出産後6か月以内で、体調不良等のため家事や育児を行うことが困難で、日中家族の支援を受けることが困難な場合、家事や育児の支援を行う。	子育て・家庭支援課
	子育て講座等の開催	親子で参加し楽しめる講座や、父親が参加しやすい講座、妊婦や0歳児とその保護者を対象にしたファミリーコンサート等を開催し、楽しい子育てを支援する。	子育て・家庭支援課
	子育て情報提供の充実	子育て情報紙に加え、子育て支援に関する幅広い情報を、より身近にタイムリーに提供できるよう努める。また、新たに子育て支援情報や緊急情報をメールで発信するなど、情報提供の充実を図る。	子育て・家庭支援課
	多胎児交流会	多胎児をもつ親同士の交流の場として、手遊びや絵本の読み聞かせ、先輩ママからのアドバイス等を行う。	子育て・家庭支援課
	地域子育て支援拠点事業（ひろば型）	牧の台子育て学習センターや総合センター等に「ひろば型」を開設し、子育てグループの育成や親子の交流の場、子育て関連情報を提供するとともに、子育て支援相談員が、子育ての不安や悩み相談などに応じる。	子育て・家庭支援課
	幼児クラブ（未就学児対象）	久代児童センターにおいて、親子教室、プールでの水遊び（夏期）、季節ごとの行事、交通安全指導、赤ちゃん交流会、4歳児ひろば、まちの子育てひろば（遊び場の開放・相談）などを実施する。	子育て・家庭支援課

No	事業名	事業概要	担当所管
	0歳児交流会	牧の台子育て学習センター、総合センター等で開設している「ひろば型」の地域子育て支援拠点事業において、0歳児親子の交流会を開き、手遊びや絵本の読み聞かせなどを行うほか、子育てについて話し合う機会を提供する。	子育て・家庭支援課
	子育てマップの発行	子育て中の人々が親子で出掛けやすいように、公園や遊び場、授乳スペースのある施設などの情報を収集し、子育て応援情報誌を作成し、配布する。	子育て・家庭支援課
	子育て情報提供の充実	子育て支援に関する幅広い情報を、より身近にタイムリーに提供できるよう努める。	こども・若者政策課
	子育て情報提供の充実	子育て情報紙「すくすく」「大きくな～れ」「ぽっかぽか」に加え、子育て支援に関する幅広い情報を、より身近にタイムリーに提供できるよう努める。また、新たに子育て支援情報のメールでの発信や、ブログの開設（平成26年度～）など、情報提供の充実を図る。	児童保育課
	地域子育て支援拠点事業（保育所実施分）	公立保育所3か所と民間保育所1か所を地域子育て支援の拠点と位置付け、子育てグループの育成や親子の交流の場、子育て関連情報を提供するとともに、保育士が、子育ての不安や悩みなどに応じる。また、上記の機能に加えて、地域に向いた地域支援活動も行う。	児童保育課
	民生委員児童委員・主任児童委員活動事業	児童の福祉に関する相談・援助活動、啓発活動、関係機関との連絡・調整を行うとともに、児童の健全育成のための地域活動を実施する。また、主任児童委員による「まちの子育てひろば」との連携を図る。	福祉政策課
	地域福祉事業	地区福祉委員会活動において、子育てサロンを開催したり、「まちの子育てひろば」や子育てサークルなどを支援し、3世代交流、親の交流や相互相談を行い、子育ての悩みや孤独感を和らげる。研修、交流会など子育て支援者の支援を実施する。	福祉政策課 (社会福祉協議会)

④ 経済的な負担の軽減

No	事業名	事業概要	担当所管
	こども医療費助成制度	小学4年生～中学3年生の医療費の一部を助成する。所得制限あり。	医療・助成年金課
	乳幼児等医療費助成制度	未就学の乳幼児に対し、医療費の自己負担額の全額を助成する。また、小学1～3年生までの児童に対し、医療費の一部を助成する。所得制限あり。	医療・助成年金課
	出産育児一時金	国民健康保険の加入者が出産した場合、出産費用の一部を支給する。	国民健康保険課
	市立幼稚園保育料及び入園料の減免	子どもが市立幼稚園に就園している人を対象に、世帯の市町村民税課税額に応じ、入園料及び保育料の全部または一部を減免するとともに、多子世帯の保育料の軽減に努める。	学務課

No	事業名	事業概要	担当所管
	私立幼稚園就園奨励費補助事業	川西市に在住し私立幼稚園に在園している人を対象に、世帯の市町村民税課税額に応じ、入園料及び保育料の一部を補助する。	学務課
	要保護・準要保護児童生徒就学援助費補助金事業	市立の小・中学校に在籍し、経済的理由により就学が困難な児童・生徒の保護者に対して、その費用の一部を援助する。	学務課
	児童手当支給事業	国制度に基づきながら、次代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校修了前までの児童を養育している人を対象に支給。	子育て・家庭支援課
	助産施設入所委託事業	妊産婦が保健上必要があるにも関わらず、経済的な理由により入院し助産を受けることができない場合、助産施設において助産を受けさせる。	子育て・家庭支援課
	適正な保育所保育料の設定	2人以上の子どもが、保育所等に同時入所している家庭や多子世帯の保育料を軽減するとともに、負担能力に応じた保育料を設定する。	児童保育課
	留守家庭児童育成クラブ育成料の減免	子どもが留守家庭児童育成クラブに入所している人を対象に、一定の基準に応じて、育成料の全部または一部を減免するとともに、多子世帯の育成料の軽減を行う。	児童保育課
	特定優良賃貸住宅供給事業	若年ファミリー層を中心とする中堅所得者層向けの賃貸住宅を提供し、入居者負担を軽減するため家賃補助を実施する。	都市・交通政策課
	善意銀行事業	清掃活動や自治会活動への参加など地域活動に伴う経費を支援し、活動の活性化につなげる。クラブ活動や高校進学時等で必要経費のねん出が難しい世帯への支援をする。	福祉政策課 (社会福祉協議会)

⑤ 特に支援を必要とする家庭への支援

No	事業名	事業概要	担当所管
	障がい児への医療扶助	重度障害児に対し、通院・入院医療費の一部を助成する。また、中度障害児に対し、入院費の自己負担額の1/3を助成する。所得制限あり。	医療・助成年金課
	母(父)子家庭等医療費助成制度	ひとり親家庭の親と児童及び両親のいない児童に対し、医療費の一部を助成する。	医療・助成年金課
	特別支援教育児童生徒就学奨励費補助金事業	特別支援学級に在籍する児童及び生徒の保護者に対して、就学に必要な費用の一部を補助する。	学務課
	ひとり親家庭相談事業	母子家庭、父子家庭の子どもを養育していくうえでの悩みや就労についての支援を行う。	子育て・家庭支援課
	児童扶養手当支給事業	父または、母と生計を共にできない児童を養育している母子及び父子家庭等を対象に支給する。所得制限あり。	子育て・家庭支援課

No	事業名	事業概要	担当所管
	特別児童扶養手当支給事業	20歳までの身体または精神に障がいがある児童を養育している保護者を対象に支給する。所得制限あり。	子育て・家庭支援課
	日常生活支援事業	川西市婦人共励会が、ひとり親家庭にホームヘルパー等家庭生活支援員を派遣し、日常生活の援助サービスや子育て支援などを行う日常生活支援事業を支援する。	子育て・家庭支援課
	母子寡婦福祉資金貸付事業	県事業で、母子家庭の自立と生活の安定を図るために、貸し付けを行う。	子育て・家庭支援課
	母子自立支援事業	自立支援教育訓練給付として、就職やキャリアアップのために、雇用保険制度の対象となる講座を受講した場合に、受講にかかった費用の20%を支給する。また、看護師等の資格取得のため、2年以上養成機関で修業する場合、生活の負担軽減を図るため、高等技能訓練促進費を支給する。さらに、児童扶養手当受給者の自立を促進するため、母子自立支援プログラムを策定する。	子育て・家庭支援課
	母子生活支援施設入所委託事業	母子生活支援施設に委託し、離別し18歳未満の子どもを育てている母や、特別な事情で緊急保護を要する母子を入所させる。	子育て・家庭支援課
	母子福祉応急資金貸付事業	母子家庭が一時的に生活困窮に陥った際に、貸し付けを行う。	子育て・家庭支援課
	障がい児保育事業	専門機関や入所検討会などの所見を踏まえながら、保育所において障がい児保育を実施する。	児童保育課
	障がいのある子どもへの支援	保育所、幼稚園、小学校、留守家庭児童育成クラブ等において、障がいのある児童の状況に応じて、保育士などの加配を行う。	児童保育課
	留守家庭児童育成クラブにおける、障がいのある児童の受け入れ	留守家庭児童育成クラブにおいて、障がいのある児童は小学校6年生まで受け入れる。	児童保育課
	児童居宅生活支援事業	居宅介護、移動介護及び短期入所に係る支援費を支給し、児童の居宅生活を支援する。	障害福祉課
	障害児相談支援事業	在宅の障がい児の地域生活を支援するため、障がい児心身の状況や環境、障がい児及びその保護者の意向を聴取し、障害児支援利用計画を作成するとともに、福祉サービス等の利用に関する援助・調整や相談を行う。	障害福祉課
	放課後等デイサービス事業	療育の必要な20歳未満の就学児童を対象として、学校と連携・協働し、生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行う。	障害福祉課
	児童発達支援事業	施設や病院等で療育を勧められた就学前の児童に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行う。	障害福祉課
	生活支援事業（母子加算の実施）	生活保護におけるひとり親世帯の自立を支援するため、母子加算を実施する。	生活支援課

No	事業名	事業概要	担当所管
	市営住宅維持管理事業	年間空家募集戸数のうち、母子家庭等の優先枠を確保する。	都市・交通政策課
	障がいのある子どもへの支援	幼稚園、小学校、中学校において、障がいのある児童の状況に応じて加配を行う。	学校指導課
	児童発達支援センター事業	施設や病院等で療育を勧められた就学前の児童及びその家族に対し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、機能回復訓練、生活適応訓練などを実施するとともに、障がい児やその家族への相談、障がい児を預かる施設へ保育所等訪問支援を実施する。	障害福祉課

施策の方向 1 子どもがのびのびと活動できる環境・機会の充実

- 地域の子ども同士やおとなとの交流を通じて、健やかな体と心を育てることができるように、既存の資源や施設を活用しながら、子どもの遊び場や公園など、安全で安心な場の整備に努めます。
- 子どもたちが、芸術や文化、スポーツ、自然に親しむ機会、異なる世代や価値観を持つ人々との交流などを、地域のボランティアなどの協力を得ながら体験し、豊かな人間性や社会性を育むとともに、基礎的な学力を身につけるための機会を提供します。
- 子どもたちが、様々な社会活動を通じて、自分たちの視点で考え、成長していくこと、そして大人にとっても、子どもたちから学び、ともに育っていくことは大切なことです。このため、様々な活動や交流機会の提供、食育等を通じて、子どもと保護者などへの体験活動の充実に努めます。

① 安心して過ごせる場の確保

No	事業名	事業概要	担当所管
	子どもの居場所づくり事業	小学生を対象に、小学校や公共施設等を利用して、放課後や休日等に「放課後子ども教室」を地域の人々の参画を得て実施する。また、市放課後子どもプラン運営委員会で、放課後対策事業の効果的な運営方法等を検討する。	こども・若者政策課
	「こども・若者プラザ（仮称）」の整備	地域における子育て支援ネットワークの核となる「こども・若者プラザ（仮称）」について、厳しい財政状況を踏まえながら、課題となっている総合福祉センターと併せて、整備に向けた検討を行う。	こども・若者政策課
	久代児童センター事業	幼児を対象にしたリズム遊びや制作遊び、児童を対象にした卓球や囲碁等のクラブ、バス遠足などの行事を実施する。また、中・高校生に対して異年齢交流機会の提供や自由来館形式による居場所づくりを行う。	子育て・家庭支援課（社会福祉協議会）
	世代間交流事業	久代児童センターにおいて、併設している老人福祉センターの利用者にボランティアで講師を依頼し、卓球・茶道・大正琴・囲碁・詩吟などを子どもたちに教授する。	子育て・家庭支援課（社会福祉協議会）
	公園改良事業	公園整備の市民のニーズは、少子・高齢化が進む中、多種多様化し、世代間を超えた公園の活用が求められていることから、地域に密着したふれあいの場として既存設備の点検・補修を含め、安全で安心して利用できる公園整備を実施する。	公園緑地課

No	事業名	事業概要	担当所管
	児童館事業	幼児対象の事業として、「ぱんだくらぶ」（3歳児とその保護者対象）と「たんぽぽくらぶ」（2歳児とその保護者対象）、「親子であそぼうDAY」などを、小学生対象の事業として、児童館教室などを実施する。また、交流サロン、図書室をオープンスペースとするとともに、幼児と保護者に体育室と遊戯室を、小学生に体育室を開放する。（体育室は幼児と小学生の利用時間を分ける。）	総合センター
	子どもの読書活動推進事業	子どもの読書活動の推進について、読み聞かせボランティアの活用や図書館と学校、幼稚園、保育所、その他関係機関との相互の連携と協力を図る。また、絵本を通じて親子がふれあうきっかけづくりを進める。	中央図書館
	知明湖キャンプ場管理運営事業	知明湖キャンプ場の管理・運営を実施する。	文化・観光・スポーツ課

② 遊びや学びの機会の充実

No	事業名	事業概要	担当所管
	基礎学力向上推進事業	全小中学校で習熟度調査を行い、実態把握から改善方案を検討する。改善方案の1つとして「きんたくん学びの道場」を継続実施する。	学校指導課
	青少年問題協議会運営事業	青少年育成関係機関の連絡調整や青少年の善行表彰、また、青少年が企画・運営に参画する「PTCA 青少年フォーラム」を開催する。	こども・若者政策課
	川西ジョイフル・フレンド・クラブ補助事業	小・中・高校生を中心とした青少年の異年齢交流、異世代交流による地域活動を促し、思いやりの心、豊かな創造性や個性、さらには積極的な社会参加の態度を培うとともに、地域における青少年健全育成の基盤づくりを進め、青少年活動を核とした地域社会の活性化を図る。	こども・若者政策課
	地域活動支援事業	自然ふれあい講座の開催、青少年育成団体と子ども会活動への助成、青少年育成指導者の養成など、健全育成活動への支援を行う。	こども・若者政策課
	文化財保存啓発事業	市内の小学生を対象に、広報誌等を通して一般公募した参加者とともに、史跡めぐりハイキングや昔あそびを体験する。	社会教育室
	いきいき学校応援事業	地域住民が、学校支援ボランティアとして学校教育に参画し、子どもたちの豊かな体験活動を支援するとともに、地域の教育力を高め、学校・家庭・地域が協力して、子どもたちの生きる力を育成する。	教育情報センター
	丹波少年自然の家運営事業	丹波少年自然の家を、阪神丹波地区9市1町一部事務組合の事業として実施する。	生徒指導支援課
	公民館運営事業	市内の公民館において、子ども・親子・世代間交流、伝統文化などの講座を開催する。	中央公民館

No	事業名	事業概要	担当所管
	スポーツ少年団支援事業	スポーツや交流事業などによる青少年の健全育成を図るため、スポーツ少年団の活動を支援する。	文化・観光・スポーツ課
	地域スポーツクラブ(スポーツクラブ 21) 支援事業	子どもたちがスポーツを通して地域の人々との交流や人間的成長、体力の向上を図るため、全小学校区に設立している地域スポーツクラブの運営を支援する。	文化・観光・スポーツ課
	文化財団事業	青少年を対象とする様々な事業を通して、青少年に音楽や伝統文化などに触れる機会を提供し、その育成を図る。	文化・観光・スポーツ課(文化・スポーツ振興財団)

③ 様々な体験活動の提供

No	事業名	事業概要	担当所管
	食育の推進	母子保健や各種事業を通して食育の推進や情報発信に努める。	健康づくり室
	親子料理教室	3～5歳児親子を対象として「朝ごはんを食べよう」をテーマに、子どもの調理実習、保護者への健康食生活講話を行う食育実践教室を、食生活改善グループと連携を図りながら実施する。	健康づくり室
	小学生と子育て親子の交流	牧の台子育て学習センターで、小学生と乳幼児親子の交流会を通じ、生命の大切さなどを学ぶ。	子育て・家庭支援課
	食育の推進	保育所においては、給食その他保育活動を通して食育を推進する。	児童保育課
	小学校体験活動事業	小学校3年生が地域の自然の中で、地域の人々の協力を得ながら、五感を使って命の営みや大切さを学ぶ活動を推進する。また、小学校5年生が自然の中で、4泊5日の宿泊体験を通じて、豊かな感性や社会性を育む活動を推進する。	生徒指導支援課
	里山体験学習事業	小学校4年生を対象に日本一の里山である黒川地区を舞台とした自然観察や地域住民とのふれあいを通じて、自然に対する畏敬の念や生命のつながり、環境保全の大切さ等を実感させ、児童の心の豊かさを育む。	生徒指導支援課
	兵庫県地域に学ぶトライやる・ウィーク事業	市内中学2年生全員が1週間学校を離れて地域の事業所や様々な活動場所で、体験的学習を行う。「こころの教育」を中心とした全県的な取り組みで、地域と学校・生徒・保護者が協力体制を深めていく。	生徒指導支援課
	キャップハンディ体験事業	様々な福祉に関するボランティア活動の体験を各学校で取り組み、キャップハンディ体験学習(たとえば、車イス介助体験、手話体験等)を通じ、障がい児・者への理解を深める。	福祉政策課 (社会福祉協議会)
	食育の推進	様々な体験を通じて、食に関する知識と食を選択する力を習得し、健全な食生活を実践できる子どもの育成に努める。あわせて、食育が知育・徳育・体育の基礎として定着できる取り組みを進める。	学校指導課

No	事業名	事業概要	担当所管
	消費者啓発事業	夏休みくらしの親子講座（金銭感覚や食生活、環境に配慮した消費行動など、生活全般にわたる基本的な知識を、親子で楽しみながら学習）を実施する。	生活相談課
	消費者啓発事業	5歳児・小学生には買い物を通じた金銭教育、中学・高校生には契約、携帯やインターネットのトラブルについて等各ライフステージに応じた消費者教育を実施する。	生活相談課
	姉妹都市（海外）等との交流	姉妹都市ボーリング・グリーン市（アメリカ・ケンタッキー州）の小学校との作品交流、市立図書館の書籍交換交流など、様々な交流機会を提供する。	文化・観光・スポーツ課

施策の方向 2 地域で子どもたちを育てるための体制づくり

- 地域社会において、お互いに協力して子どもを育てる環境を整備するため、様々な子育て支援活動の連携を図り、広げていくためのネットワークづくりを推進します。また、地域で活動しているNPOや団体、市民ボランティア活動等の充実に向けた支援、連絡調整の充実を図り、子育て支援サービスの向上に努めます。併せて、家庭や地域における青少年の健全育成をより一層推進するため、毎月第3日曜日（毎年11月を強調月間）の「青少年ふれあいデー」を中心として、地域団体と連携しながら、家族のきずなや地域とのつながりを深めていきます。
- 子どもや子育て家庭が安心して外出できるよう、公共施設等の子育てバリアフリーを推進するとともに、子どもを取りまく有害環境の浄化活動を進めます。

① 子育てを支援するネットワークづくり

No	事業名	事業概要	担当所管
	保育所・幼稚園の園庭開放	保育所や幼稚園に通っていない在宅の子どもや保護者が、気軽に交流できる場として、保育所・幼稚園の園庭を定期的に開放する。	各幼稚園・保育所
	一時保育の推進	子育て中でも様々な活動に参加できるよう、講演会などの開催時に保育ボランティアの協力を得て、一時保育を行う。	子育て・家庭支援課
	子育て支援活動のネットワークづくり事業	地域の子育て活動を支援するために、子育てグループ交流会を実施するほか、様々な機関・団体と連携し、コーディネートするとともにこれらのネットワーク化を図る。	子育て・家庭支援課
	子育て支援相談事業	地域で活動する子育て支援者からの様々な相談を受ける体制を整備し、地域でのネットワークづくりを支援する。	子育て・家庭支援課
	地域の子育て支援者の育成・活動支援事業	地域の子育て支援者に向けた講座を開催し、支援者の育成や支援活動の活性化を図る。また、子育て支援者の活動の支援や相談等に対応する窓口として牧の台子育て学習センター等の機能の充実に努める。	子育て・家庭支援課
	「こども・若者プラザ（仮称）」の整備	地域における子育て支援ネットワークの核となる「こども・若者プラザ（仮称）」について、厳しい財政状況を踏まえながら、課題となっている総合福祉センターと併せて、整備に向けた検討を行う。	こども・若者政策課
	「青少年ふれあいデー」の啓発	家族のきずなや地域とのつながりを深めるため、平成21年度に創設した「青少年ふれあいデー」について、各地域団体などと連携しながら啓発活動を展開し、全市を挙げて、青少年の健全育成を推進する。	こども・若者政策課
	若者政策推進事業	困難を有する子ども・若者を支援するため、子ども・若者支援地域協議会を中心に連携を強化する。	こども・若者政策課

No	事業名	事業概要	担当所管
	保育所での地域子育て支援事業	公立保育所3か所と民間保育所1か所において、地域子育て支援保育士を配置し、地域の子育て支援の拠点として、保育行事体験会やプレイルームの開設などを実施する。また、各保育所において、園庭開放や子育て相談、親子での保育所体験会などを実施し、在宅で子育てをしている家庭を支援する。	児童保育課
	ボランティア活動センター事業	子育て支援者講座、手づくり布遊具ボランティア入門講座などを開催する。また、手作り布遊具については、出前講座の位置づけで地域でも開催する。	福祉政策課 (社会福祉協議会)
	共同募金配分金事業	子ども会連絡協議会助成、青少年補導委員会助成、まちの子育てひろば事業助成などを推進する。	福祉政策課 (社会福祉協議会)
	いきいき学校応援事業	地域住民が、学校支援ボランティアとして学校教育に参画し、子どもたちの豊かな体験活動を支援するとともに、地域の教育力を高め、学校・家庭・地域が協力して、子どもたちの生きる力を育成する。	教育情報センター
	幼稚園での地域子育て支援事業	幼稚園において、子育て相談や絵本の読み聞かせ、子育てに関する講演会などを実施し、在宅で子育てをしている家庭を支援する。	教育情報センター

② 地域の子育て環境づくり

No	事業名	事業概要	担当所管
	赤ちゃんルームの設置	授乳やオムツ替えなどのスペースを設置する施設を登録して、旗やステッカーなどを掲示することで、子育て中の家族が出かけやすい環境づくりを進める。	各施設管理者 子育て・家庭支援課
	子育てバリアフリーの推進	妊産婦や乳幼児連れでも快適に利用できるよう、段差の解消や授乳室、授乳コーナー、ベビーベッドの設置等、公共施設、民間施設における子育てバリアフリーの取り組みを進める。	各施設管理者 子育て・家庭支援課
	市役所内の遊び場等の設置	子ども連れで市役所に来庁される人が安心して手続きできるよう設けているキッズコーナーに加え、授乳やオムツ替えができるスペースを設ける。	子育て・家庭支援課
	幼児2人同乗用電動自転車貸出事業	3人乗り電動自転車(幼児2人同乗)を、保護者と子どもの安全を確保するなどして貸し出すことにより、子育て家庭が外出しやすい環境を整備することで、子育て家庭を支援する。	子育て・家庭支援課
	青少年の健全育成を阻害する店舗等指導事業	兵庫県県民局の依頼を受け、青少年の健全育成の観点から有害とされる雑誌・ビデオ・DVD・遊戯具等の販売が無秩序に行われないよう、兵庫県青少年愛護条例の遵守を販売者に働きかけ、改善がなされないときは県への報告を行い、当該条例に基づく販売方法等の変更または中止を働きかける。	青少年センター

施策の方向3 次世代を育む若い世代への支援

- ・様々な社会状況から、以前に比べ子どもを持つ意識、家庭を持つ意識が希薄になってきていると言われています。「次代の親」となる中学生・高校生等が、子育てや仕事の体験学習などにより、家庭を築くことの大切さや子どもを生き育てることの意義を理解するための取り組みを進めます。

① 家庭や子どもを生き育てることの意義に関する教育・啓発の推進

No	事業名	事業概要	担当所管
	小学生と子育て親子の交流	牧の台子育て学習センターで、小学生と乳幼児親子の交流会を通じ、生命の大切さなどを学ぶ。	子育て・家庭支援課
	「青少年ふれあいデー」の啓発	家族のきずなや地域とのつながりを深めるため、平成22年度に創設した「青少年ふれあいデー」について、各地域団体などと連携しながら啓発活動を展開し、全市を挙げて、青少年の健全育成を推進する。	こども・若者政策課
	トライやるウィーク・ふれあい育児体験学習	中学生については「トライやるウィーク」で、高校生については家庭科の授業の中の「ふれあい育児体験実習」で、保育所等において受け入れを行い、中・高校生と乳幼児とが直接ふれあう機会を提供する。	児童保育課
	キャリア教育推進補助金事業	進路指導において、子どもたちが進路を決定するために必要とする資料や情報を提供することで、一人ひとりの生徒に対してきめ細かな進路相談・指導を充実させるとともに、子どもたちがより確かな進路実現を図れるための支援を行う。	生徒指導支援課
	教育研究事業（男女平等教育研修）	研究校園を指定し、川西市男女平等教育ガイドライン「かがやき～すべての子どもたちのしあわせを願って～」に基づいて、男女平等教育を推進するとともに、教職員の資質向上を図る。指定校園の研究の成果を研究発表として公開し、男女平等教育への理解と意識の高揚を図る。	教育情報センター
	兵庫県地域に学ぶトライやる・ウィーク事業	「トライやるウィーク」では、保育所等での活動を通して、中学生と乳幼児とが直接ふれあう活動を行っている。	生徒指導支援課

施策の方向 4 子育てと仕事の両立の推進

- ・ 少子高齢化の進行や共働き家庭の増加により、多様なライフスタイルを求める世帯が増えています。「男女共同参画プラン」の着実な推進を図りながら、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）を推進します。
- ・ 子育てと仕事が両立できるよう、子育てが一段落した女性の再就職のため、職業能力向上の機会や就職情報の提供等を行います。

① 男性も女性もともに責任を果たす男女共同参画社会づくり

No	事業名	事業概要	担当所管
	ジェンダー問題相談事業	男女共同参画センター事業として、「女性のための相談」を実施中で、週3日は専門相談員による面接・電話相談を、週2日はカウンセリンググループによる電話相談を行う。	こども・若者政策課 （男女共同参画センター）
	男女共同参画センター学習啓発事業	男女共同参画社会を実現するための「ワーク・ライフ・バランス」に関する講座などを開催するとともに、絵本などの図書を収集し、貸し出しや読み聞かせの時間を持つなど、子育て支援事業を実施する。	こども・若者政策課 （男女共同参画センター）
	両親学級	父親が沐浴実習や妊婦体験スーツの着用・絵本の読み聞かせを体験することで、妊娠・出産・育児への理解を深める。また、参加者同士の交流をはかり、仲間づくりを促す。休日開催の教室では、乳児の保護者交流も行っている。	健康づくり室

② 子育てと両立しやすい就労環境への啓発

No	事業名	事業概要	担当所管
	女性のための再就職支援講座	再就職・再就労を希望する女性を支援する講座などを開催する。	こども・若者政策課 （男女共同参画センター）
	特定事業主行動計画の策定	職場全体で、次世代育成を支援し、仕事と生活との調和（ワーク・ライフ・バランス）を推進していく環境づくりと、職員一人ひとりが、従来の働き方を見直し、男女の別なく仕事と子育てを含む家庭・地域生活との両立を図っていくことをめざして、計画を策定し、実行する。	職員課
	潜在看護師復職支援事業	看護師として再就職するにあたり、実地研修等を行い支援する。	市立川西病院

施策の方向 1 子どもの人権を尊重する社会づくり

- 子どもに関わる施策や事業に、子どもの視点や意見を反映するとともに、子どものまちづくりへの参画を推進し、子どもたちの考えが市政やまちづくりに活かせる仕組みづくりに努めます。

① 子どもの参加・参画をすすめる施策の展開

No	事業名	事業概要	担当所管
	PTCA 青少年フォーラムの開催	PTCA 青少年フォーラムの実行委員会を組織するにあたり、青少年が実行委員としてフォーラムの企画・運営へ参画できるよう努めるとともに、文化面等で活躍している市内の青少年が発表できる場を、フォーラムの中に設定する。	こども・若者政策課
	子どもの人権ネット委託事業	小学校4年生から中学生の子どもたちが、自分たちの計画した「遊び」や「学習」をとおして「子どもの権利条約」について理解を深めるための活動を行う。	人権推進課
	子ども議会実施事業	小中学生が行政や市議会の仕組みを学ぶとともに、まちづくりに参画する場として、子ども議会を開催する。	教育情報センター

施策の方向 2 子どもたちの相談・支援体制の充実

- 子どもや保護者が抱える様々な悩みを、身近なところで相談できる環境を整備します。併せて、「子どもの人権オンブズパーソン制度」の適正な運営と活用の促進をめざし、関係機関の連携を図り、問題解決のあり方やプロセスなどを共有するとともに、積極的な情報発信に努めます。
- 児童の安全・健全な成長の確保と児童虐待防止対策を講じるため、児童虐待防止に関する啓発活動や、関係機関による「要保護児童対策協議会」の活動を促進するとともに、「こんにちは赤ちゃん事業」や母子保健事業を活用した支援の充実を推進します。

① 相談体制の充実

No	事業名	事業概要	担当所管
	若者推進事業	子ども・若者にかかる総合相談窓口を開設する。	こども・若者政策課
	子どもの人権オンブズパーソン事業	公的第三者機関である「川西市子どもの人権オンブズパーソン」において、いじめや体罰、虐待、不登校など子どもの人権侵害に関し、相談および関係者との調整活動を行うとともに、市民等から申立て等による調査活動を実施するなどして、子どもの人権を擁護し救済を図る。	人権推進課
	青少年相談事業	不登校やひきこもりの子どもと保護者を対象に、電話相談・来所相談を行うとともに、カウンセリング、言語訓練や助言、といった教育相談を行う。	教育情報センター

② 児童虐待防止対策の充実

No	事業名	事業概要	担当所管
	こんにちは赤ちゃん事業	生後4か月までの乳児がいる家庭を保育士の資格を持った職員が全戸訪問し、子育てについての不安や悩みを聞き、子育てに関する情報を提供する。	子育て・家庭支援課
	育児支援家庭訪問事業	児童の養育について支援が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めることが困難な状況にある家庭に、過重な負担がかかる前に保健師や保育士等を派遣し、養育上の諸問題の解消を図り、家庭の養育力の育成及び向上を支援する。	子育て・家庭支援課
	児童虐待防止啓発事業	11月の児童虐待防止推進月間に、虐待防止に関するポスターやチラシ、啓発グッズを配布する。	子育て・家庭支援課

No	事業名	事業概要	担当所管
	要保護児童対策協議会	要保護児童を早期に発見し対応するため、地域、福祉、保健、医療、教育、警察等関係機関によるネットワークを充実する。また、研修会への参加等により、家庭児童相談員の資質向上を図るなど、相談体制の充実に努める。	子育て・家庭支援課
	各種母子保健事業を活用した支援の充実	乳幼児（4か月児・10か月児・1歳6か月児・3歳児）健診事業、訪問指導（新生児・乳幼児等）事業、赤ちゃん交流会等の各種母子保健事業の機会をとらえて、子育てへの不安を抱えている親や、ハイリスク児への相談など継続的な支援を行い、虐待の発生予防や早期発見に努める。	健康づくり室

施策の方向3 子どもの安全の確保

- ・子どもが交通マナーやルールを楽しみながら学ぶ機会を充実するとともに、交通安全施設の整備を行い、子どもの交通事故防止に努めます。
- ・子どもを犯罪等から守るため、地域のおとなと子どものコミュニケーションづくりを進めるとともに、見守り活動や危険回避場所の拡充などを関係機関・団体との連携・協力を得ながら推進します。

① 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

No	事業名	事業概要	担当所管
	交通安全対策の推進	安全灯、転落防止柵、カーブミラー等の交通安全施設について、子どもが安全で安心して通うことができるよう、新設を含め維持管理を行う。また、信号機、横断歩道、交通標識等の交通規制にかかる整備の推進については、引き続き川西警察署を通じて県公安委員会に要望する。	道路管理課
	幼児交通安全クラブ「うさちゃんクラブ」	毎月1回、交通安全教室を開いて、幼児の交通事故の現状、幼児の行動（心理）特性、家庭における幼児の交通安全教育の進め方等について、実践的な教育活動を実施する。また、チャイルドシートの正しい着用についての啓発に努める。	道路管理課

② 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

No	事業名	事業概要	担当所管
	乳幼児向け救急救命法講習会の開催	乳幼児向けの救急救命法と心肺蘇生法の実技講習会を開催し、子どもが事故にあったり、ケガをした場合の対処法を学ぶ機会を提供する。	子育て・家庭支援課
	青少年育成市民会議補助事業	各中学校区の青少年育成市民会議を核にして、地域の青少年健全育成団体の連携を図り、地域のおとなが声かけ（あいさつ運動）・見守り（登下校時の子どもの見守り）運動などを実施する。	こども・若者政策課
	かわにし安心ネット	防災に関する情報を配信する「川西あんしんネット」を利用し、防犯に関する緊急情報を配信する。	生活相談課
	こどもを守る110番のくるま	迷惑行為、痴漢等の犯罪行為などの危険から子どもたちを守るため、市公用車や郵便局の車両等にゴムマグネットまたはステッカーを貼り走行する。	生活相談課
	生活安全事業	「地域の安全は地域で守る」という考えのもと、生活安全推進連絡協議会にて情報交換を行うなど、警察をはじめ、市民や関連団体と連携して、地域の安全確保に向けた取り組みを継続する。	生活相談課

No	事業名	事業概要	担当所管
	青色回転灯パトロール	警察署の許可を得て公用車等に青色回転灯を灯火し、パトロール中であることを知らせながら市内を巡回する。	生活相談課
	こどもをまもる 110 番のおうち事業	児童・生徒の登下校時等における安全確保のため、PTA・コミュニティ・諸団体の協力を得ながら「こどもをまもる 110 番のおうち」の拡充・整備を図る。	青少年センター
	学校安全協力員	校内及び通学路での子どもの安全を確保するため、保護者や地域住民の協力を得て、校門での声かけや通学路での見守り、付き添いを実施する。	青少年センター
	青少年育成事業	青少年非行の防止と児童・生徒の安全確保を図るため、警察・学校・市民が連携協力し、補導活動と学校外における安全確保に関する活動を行う。	青少年センター
	青色回転灯パトロール	警察の許可を得て、青色回転灯を装備した公用車で小学校の通学時間帯を中心に市内を巡回し、児童生徒の見守りを行い、その安全確保を図る。	青少年センター
	人権学習事業	川西市人権行政推進プラン・川西市人権教育基本方針の具現にむけ、学校園における人権文化の創造を図るため、学校園が実施する「あらゆる人権課題についての子どもの学習機会」を促進する。	教育情報センター
	幼稚園運営事業（防犯システムの拡充）	防犯カメラと夜間及び休日の機械警備から警備員の緊急出動要請ができるシステムを導入している。幼児がより安全に幼稚園生活を送ることができるよう、整備していく。	教育総務課
	小学校運営事業（防犯システムの拡充）	防犯カメラと夜間及び休日の機械警備から警備員の緊急出動要請ができるシステムを導入している。児童がより安全に学校生活を送ることができるよう、整備していく。	教育総務課
	中学校運営事業（防犯システムの拡充）	防犯カメラと夜間及び休日の機械警備から警備員の緊急出動要請ができるシステムを導入している。生徒がより安全に学校生活を送ることができるよう、整備していく。	教育総務課

1 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域の設定

(1) 提供区域の設定に係る考え方

子ども・子育て支援法第61条第2項の規定により、計画の策定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して提供区域を定めることとしています。

この提供区域ごとに、「教育・保育」、「地域型保育事業」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」を記載します。

(2) 当計画における提供区域について

以下の検討により、当計画における教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、下記のとおり設定します。

- ① 利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮しながら各区域を考慮していく必要性
- ② 保育所整備等を進める指針としてきた、「川西市保育所整備計画」との連続性
- ③ 「川西市高齢者保健福祉計画 第5期介護保険事業計画」における「住み慣れた地域での日常生活ができるために日常生活圏域（おおむね30分以内に駆けつけられる圏域が理想的な圏域であるとされている）」との整合性

【 教育・保育・地域子ども・子育て支援事業の提供区域 】

区域	教育・保育	地域子ども・子育て支援事業
市全域	幼児期の教育 幼稚園 認定こども園	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者支援事業 ・時間外保育事業（延長保育） ・放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ） ・子育て短期支援事業（ショートステイ） ・乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ・養育支援訪問事業及び要保護児童対策地域協議会 ・一時預かり事業 ・病児・病後児保育事業 ・子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター） ・妊婦に対する健康診査
中学校区	乳幼児期の保育 認定こども園 保育所 地域型保育事業	<ul style="list-style-type: none"> ・地域子育て支援拠点事業

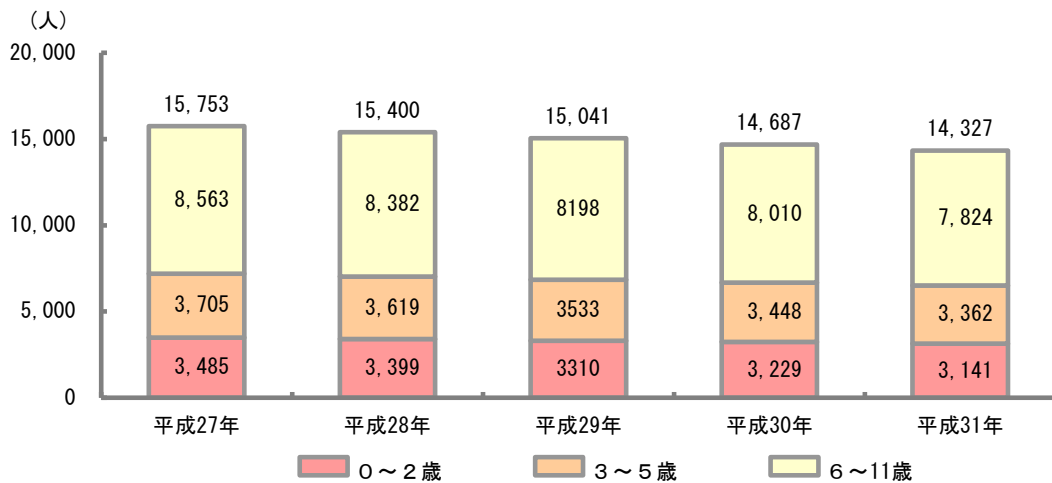
2 計画期間における人口推計

計画の策定に当たって、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出に必要とされる0歳から11歳について、計画期間である平成27年度から31年度の人口推計を行いました。

人口推計は、上位計画である第5次川西市総合計画（計画期間：平成25年度～平成34年度）との整合を図るため、第5次川西市総合計画策定に係る将来人口推計報告書（平成24年3月）に基づき算出しています。

この人口推計において、0歳から11歳の人口は、平成27年で15,753人となっていますが、その後年々減少し、平成31年には14,327人となり、概ね1割の減少となっています。また、年代別でも、すべての年代で減少しています。

【 図 計画期間における子どもの人口推計 】



【 表 計画期間における年齢別子どもの人口推計 】

年齢	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
0歳	1,050人	1,023人	996人	972人	945人
1歳	1,193人	1,164人	1,134人	1,106人	1,076人
2歳	1,242人	1,212人	1,180人	1,151人	1,120人
3歳	1,223人	1,193人	1,162人	1,133人	1,102人
4歳	1,264人	1,233人	1,202人	1,172人	1,140人
5歳	1,218人	1,193人	1,169人	1,143人	1,120人
6歳	1,335人	1,309人	1,282人	1,254人	1,228人
7歳	1,330人	1,303人	1,276人	1,249人	1,222人
8歳	1,409人	1,381人	1,354人	1,324人	1,295人
9歳	1,396人	1,368人	1,340人	1,311人	1,283人
10歳	1,597人	1,560人	1,521人	1,483人	1,444人
11歳	1,496人	1,461人	1,425人	1,389人	1,352人
合計	15,753人	15,400人	15,041人	14,687人	14,327人

3 量の見込みと提供体制の確保方策の基本的な考え方について

(1) 各年度における量の見込みの算定について

計画の策定にあたり、平成25年10月に実施した「子育て支援に関するアンケート調査」の回答結果を基に、国の示す手順を基本として算出しています。なお、この算出手順による結果が実態と大きくかい離する場合、数値に一定の補正を行っています。

(2) 提供体制の確保方策の実施時期と内容について

① 提供体制の確保方策の実施時期について

教育・保育の利用希望に対応する、教育・保育施設及び地域型保育事業等の提供体制の確保については、「待機児童解消加速化プラン」の目標年次としている平成29年度末までに対応することを目指し記載しています。

また、地域子ども・子育て支援事業に関しては、計画期間中（平成27～31年度）に提供体制を確保できるよう、その内容及び実施時期を記載しています。

② 教育・保育の提供体制の確保方策の内容について

各年度の教育・保育の量の見込みに対する提供体制として、以下の教育・保育施設・事業等をもって、確保方策の内容としています。

○ 幼稚園・保育所・認定こども園・地域型保育事業

- 市内に立地する各幼稚園・保育所・認定こども園の認可定員を上限とし、各施設の利用実態等を加味した数値を記載しています。この上で提供体制が不足する区域について、新たな施設・事業の整備を実施する計画としています。
- 幼稚園・認定こども園の教育標準時間の利用にかかる確保方策は、市内の既存施設において、量の見込みを超える認可定員数が存在していることから、市内の量の見込みは市内の施設で提供体制を確保するものとして数値を記載しています。

○ 市外施設の利用

- 利用実態を勘案し、当該市町との協議により調整を行った数値を記載しています。

○ 地域保育園

- 平成26年3月現在の「川西市地域保育園助成金」の助成対象となる、入所児童数をもとに記載しています。

○ 他中学校区を利用

- 保育所・認定こども園の保育認定にかかる確保方策は、市内既存施設の利用実態や有効活用の観点から、提供区域としている中学校区内で提供体制が不足している場合について、余裕がある隣接中学校区の施設の利用を想定しています。

4 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 乳幼児期の保育の量の見込みと確保方策

- ① 区域別の保育施設の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

市全域（各中学校区の量の見込み及び確保方策の合計値）

年度		平成 27 年度			平成 28 年度		
認定区分		2号認定	3号認定		2号認定	3号認定	
年齢		3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳
利用希望率（％）		27.0	20.0	31.4	27.0	20.0	31.4
量の見込み（人）		1,001	209	765	978	204	746
確保方策（人）	保育所・認定こども園	940	137	627	925	141	625
	市外施設の利用	0	0	16	0	0	13
	地域型保育		0	0		27	12
	地域保育園	35	22	41	35	21	41
量の見込みと確保方策の差（人）		-26	-50	-81	-18	-15	-55

平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
2号認定	3号認定		2号認定	3号認定		2号認定	3号認定	
3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳
27.0	20.1	31.3	27.1	20.2	31.4	27.1	19.8	31.3
954	200	726	934	196	708	910	187	688
919	152	664	899	148	650	875	141	636
0	0	9	0	0	5	0	0	1
	27	12		27	12		25	11
35	21	41	35	21	41	35	21	40
0	0	0	0	0	0	0	0	0

ア. 川西南中学校区

【確保方策の考え方】

- 量の見込みに対して、0歳、1・2歳の区分で提供体制が不足しています。
- 隣接する川西中学校区の提供体制に余裕があり、各年度一定数が川西中学校区の施設の利用を想定します。
- 平成29年度から、保育所・認定こども園で1・2歳の区分で6人の受入れを見込み、提供体制を確保します。

年度		平成27年度			平成28年度		
認定区分		2号認定	3号認定		2号認定	3号認定	
年齢		3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳
利用希望率(%)		25.1	27.8	26.8	25.1	27.8	26.8
量の見込み(人)		126	39	87	122	38	85
確保方策(人)	保育所・認定こども園	126	9	72	122	9	72
	他中学校区 を利用	0	30	7	0	29	7
	地域型保育		0	0		0	0
	地域保育園	0	0	0	0	0	0
量の見込みと確保方策の差(人)		0	0	-8	0	0	-6

平成29年度			平成30年度			平成31年度		
2号認定	3号認定		2号認定	3号認定		2号認定	3号認定	
3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳
25.1	27.8	26.8	25.1	27.8	26.8	25.1	27.8	26.8
118	37	82	115	36	80	112	34	77
118	9	78	115	9	78	112	9	77
0	28	4	0	27	2	0	25	0
	0	0		0	0		0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0

イ. 川西中学校区

【確保方策の考え方】

- 量の見込みに対して、提供体制が充実しているため、各認定区分において余裕があります。
- 隣接している川西南中、明峰中学校区において提供体制に不足が生じているため、両中学校区からの利用を想定します。

年度		平成 27 年度			平成 28 年度		
認定区分		2号認定	3号認定		2号認定	3号認定	
年齢		3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳
利用希望率 (%)		33.3	17.6	40.9	33.3	17.6	40.9
量の見込み (人)		247	38	203	242	36	197
他中学校区からの 利用(人)	川西南中	0	30	7	0	29	7
	明峰中	3	0	21	1	0	27
他中学校区からの利用合計(人)		3	30	28	1	29	34
確保 方策 (人)	保育所・認定こども園	247	60	222	240	58	222
	地域型保育		0	0		0	0
	地域保育園	3	8	9	3	7	9
量の見込みと確保方策の差 (人)		0	0	0	0	0	0

平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
2号認定	3号認定		2号認定	3号認定		2号認定	3号認定	
3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳
33.3	17.6	40.9	33.3	17.6	40.9	33.3	17.6	40.9
237	36	191	233	35	186	227	33	181
0	28	4	0	27	2	0	25	0
0	0	36	0	0	34	0	0	32
0	28	40	0	27	36	0	25	32
234	57	222	230	55	213	224	51	205
	0	0		0	0		0	0
3	7	9	3	7	9	3	7	8
0	0	0	0	0	0	0	0	0

ウ. 明峰中学校区

【確保方策の考え方】

- ・量の見込みに対して、1・2歳、3～5歳の区分で提供体制が不足しています。
- ・隣接する川西中学校区の提供体制に余裕があり、各年度一定数が川西中学校区の施設の利用を想定します。
- ・0歳の区分については若干余裕があり、隣接する多田中学校区からの利用を想定します。

年度		平成 27 年度			平成 28 年度		
認定区分		2号認定	3号認定		2号認定	3号認定	
年齢		3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳
利用希望率 (%)		19.2	15.8	39.4	19.2	15.8	39.4
量の見込み (人)		64	14	84	62	14	82
他中学校区からの利用(人)	多田中	0	1	0	0	1	0
他中学校区からの利用合計(人)		0	1	0	0	1	0
確保方策(人)	保育所・認定こども園	61	15	44	61	15	44
	他中学校区を利用	3	0	21	1	0	27
	地域型保育		0	0		0	0
	地域保育園	0	0	0	0	0	0
量の見込みと確保方策の差 (人)		0	0	-19	0	0	-11

平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
2号認定	3号認定		2号認定	3号認定		2号認定	3号認定	
3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳
19.2	15.8	39.4	19.2	15.8	39.4	19.2	15.8	39.4
60	14	80	59	14	78	57	13	76
0	1	0	0	1	0	0	0	0
0	1	0	0	1	0	0	0	0
60	15	44	59	15	44	57	13	44
0	0	36	0	0	34	0	0	32
	0	0		0	0		0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0

工. 多田中学校区

【確保方策の考え方】

- 量の見込みに対して、全ての区分で提供体制が不足しています。
- 隣接する明峰中学校、清和台中学校の提供体制に余裕があり、各年度一定数が両中学校区の施設の利用を想定します。

年度		平成 27 年度			平成 28 年度			
認定区分		2号認定	3号認定		2号認定	3号認定		
年齢		3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	
利用希望率 (%)		35.4	17.0	27.4	35.4	17.0	27.4	
量の見込み (人)		209	28	106	205	28	104	
確保方策 (人)	保育所・認定こども園	146	12	62	146	12	62	
	他中学校区 を利用	明峰中	0	1	0	0	1	0
		清和台中	31	0	0	27	0	3
	地域型保育		0	0		0	0	
	地域保育園	32	14	32	32	14	32	
量の見込みと確保方策の差 (人)		0	-1	-12	0	-1	-7	

平成 29 年度			平成 30 年度			平成 31 年度		
2号認定	3号認定		2号認定	3号認定		2号認定	3号認定	
3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳
35.4	17.0	27.4	35.4	17.0	27.4	35.4	17.0	27.4
201	27	102	197	27	100	192	26	98
146	12	62	146	12	62	146	12	62
0	1	0	0	1	0	0	0	0
23	0	8	19	0	6	14	0	4
	0	0		0	0		0	0
32	14	32	32	14	32	32	14	32
0	0	0	0	0	0	0	0	0

才. 緑台中学校区

【確保方策の考え方】

- 量の見込みに対して、全ての区分において提供体制が不足しています。
- 隣接する清和台中学校区の提供体制に余裕があり、3～5歳の区分において各年度、1・2歳においては平成28年度から一定数の利用を想定しています。
- 平成28年度から、地域型保育事業により、0歳の区分で7人、1・2歳の区分で5人の受入れを見込み、提供体制を確保します。
- 平成29年度から、保育所・認定こども園で合計90人規模の受入れを見込み、保育の提供体制を確保します。(状況が整えば、時期を前倒して実施することも検討)

年度		平成27年度			平成28年度		
認定区分		2号認定	3号認定		2号認定	3号認定	
年齢		3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳
利用希望率(%)		33.3	26.7	26.0	33.3	26.7	26.0
量の見込み(人)		73	16	37	72	16	36
確保方策(人)	保育所・認定こども園	0	0	0	0	0	0
	他中学校区を利用 清和台中	47	0	0	54	0	0
	地域型保育		0	0		7	5
	地域保育園	0	0	0	0	0	0
量の見込みと確保の方策の差(人)		-26	-16	-37	-18	-9	-31

平成29年度			平成30年度			平成31年度		
2号認定	3号認定		2号認定	3号認定		2号認定	3号認定	
3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳
33.3	26.7	26.0	33.3	26.7	26.0	33.3	26.7	26.0
70	16	36	69	16	36	68	15	35
50	9	31	50	9	31	50	8	30
20	0	0	19	0	0	18	0	0
	7	5		7	5		7	5
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0

カ. 清和台中学校区

【確保方策の考え方】

- 量の見込みに対して、0歳、1・2歳の提供体制が不足しています。
- 3～5歳については隣接する多田中学校区・緑台中学校区から、1・2歳については平成28年度から一定数の利用を想定しています。
- 平成28年度から、地域型保育事業により0歳の区分で10人、1・2歳の区分で7人の受入れを見込み、提供体制を確保します。

年度		平成27年度			平成28年度		
認定区分		2号認定	3号認定		2号認定	3号認定	
年齢		3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳
利用希望率（％）		19.5	17.9	28.6	19.5	17.9	28.6
量の見込み（人）		101	27	98	98	26	95
他中学校区からの 利用（人）	多田中	31	0	0	27	0	3
	緑台中	47	0	0	54	0	0
他中学校区からの利用合計（人）		78	0	0	81	0	3
確保 方策 （人）	保育所・認定こども園	179	15	93	179	15	91
	地域型保育		0	0		10	7
	地域保育園	0	0	0	0	0	0
量の見込みと確保方策の差（人）		0	-12	-5	0	-1	0

平成29年度			平成30年度			平成31年度		
2号認定	3号認定		2号認定	3号認定		2号認定	3号認定	
3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳
19.5	17.9	28.6	19.5	17.9	28.6	19.5	17.9	28.6
96	25	92	93	24	89	90	23	86
23	0	8	19	0	6	14	0	4
20	0	0	19	0	0	18	0	0
43	0	8	38	0	6	32	0	4
139	15	93	131	14	88	122	14	84
	10	7		10	7		9	6
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0

キ. 東谷中学校区

【確保方策の考え方】

- ・量の見込みに対して、0歳、1・2歳の区分で提供体制が不足しています。
- ・保育所・認定こども園で、0歳の区分で、平成28年度から6人、平成29年度から3人の受入れを見込み、提供体制を確保します。
- ・平成28年から、地域型保育事業により0歳の区分で10人の受入れを見込み、提供体制を確保します。
- ・1・2歳の区分の一定数について、猪名川町の保育施設の利用を想定しています。

	年度	平成27年度			平成28年度		
	認定区分	2号認定	3号認定		2号認定	3号認定	
	年齢	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳
	利用希望率(%)	22.4	20.8	28.4	22.4	20.8	28.4
	量の見込み(人)	181	47	150	177	46	147
確保方策(人)	保育所・認定こども園	181	26	134	177	32	134
	猪名川町施設を利用	0	0	16	0	0	13
	地域型保育		0	0		10	0
	地域保育園	0	0	0	0	0	0
	量の見込みと確保方策の差(人)	0	-21	0	0	-4	0

平成29年度			平成30年度			平成31年度		
2号認定	3号認定		2号認定	3号認定		2号認定	3号認定	
3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳	3～5歳	0歳	1・2歳
22.4	20.8	28.4	22.4	20.8	28.4	22.4	20.8	28.4
172	45	143	168	44	139	164	43	135
172	35	134	168	34	134	164	34	134
0	0	9	0	0	5	0	0	1
	10	0		10	0		9	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0
0	0	0	0	0	0	0	0	0

② 教育施設の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

<市全域>

年度		平成 27 年度		平成 28 年度	
認定区分		1号認定	※2号認定	1号認定	※2号認定
年齢		3～5歳		3～5歳	
利用希望率（％）		59.0	8.3	58.9	8.3
量の見込み（人）		2,183	309	2,132	302
確保 方策 (人)	幼稚園・認定こども園	1,705		1,665	
	確認を受けない幼稚園	787		769	
量の見込みと確保方策の差(人)		0		0	

平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
1号認定	※2号認定	1号認定	※2号認定	1号認定	※2号認定
3～5歳		3～5歳		3～5歳	
58.9	8.3	58.9	8.3	58.9	8.3
2,081	293	2,031	287	1,980	279
1,624		1,586		1,545	
750		732		714	
0		0		0	

※2号認定・・・保護者の就労等により保育を必要とする2号認定に該当するが、幼児期の学校教育（幼稚園）の利用希望が強いと想定される者

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保方策

(1) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども、またはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を行う事業で、以下の内容を実施する。

① 総合的な利用者支援

子育て家庭の「個別ニーズ」を把握し、教育・保育施設及び地域子育て支援事業等の利用にあたっての「情報集約・提供」「相談」「利用支援・援助」

② 地域連携

子育て支援などの関係機関との連絡調整、連携・協働の体制作りを行い、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等

いずれかの類型を選択して実施します。

1)「基本型」：「利用者支援」と「地域連携」を共に実施する形態

2)「特定型」：主に「利用者支援」を実施する形態

※地域連携については、行政がその役割を果たす

【確保方策の考え方】

子ども・子育て支援新制度の施行にあたって、保護者等からの問い合わせが見込まれること。

また今後、窓口業務を円滑に進めるうえで広範な子育て支援情報の提供や相談への役割が増大することを鑑みて、平成27年度からの実施を検討します。

<市全域>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
確保方策 (実施箇所数)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

(2) 時間外保育事業（延長保育） ●●●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

保育認定を受けた子どもについて、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を実施する事業です。

【確保方策の考え方】

時間外保育事業は、保育所・認定こども園等に在籍する児童が利用する事業であり、利用する各施設において実質的に定員の設定を行っておらず、申請に応じてすべての児童が利用します。

<市全域>

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	371人	361人	352人	345人	334人
確保方策	371人	361人	352人	345人	334人
量の見込みと確保方策の差	0人	0人	0人	0人	0人

(3) 放課後児童健全育成事業（留守家庭児童育成クラブ） ●●●●●●

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない小学生を対象に、授業が終わった後や学校の休業期間などにおいて、適切な遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。

【確保方策の考え方】

○定員の設定について

- クラブの分割が必要な校区（小学校別表の校名欄に※）については、平成 27 年度から分割を行います。
- 利用実績では登録児童の出席率は約 8 割程度であることから、利用登録の上限を定員の 2 割増としています。（表の「確保方策」の上段）

○低学年への対応について

- 低学年の量の見込みについて、平成 31 年度までに満たされない清和台南小学校区について、平成 28 年度から定員枠の拡大を検討します。（小学校別表の平成 28 年度斜線網掛け部分）
- 利用登録定員を超える利用申込みがあった場合、低学年が優先的に利用できるよう配慮します。

○高学年の対応について

- 対象学年を年次的に引き上げ、平成 27 年度においては 4 年生、28 年度においては 4・5 年生、29 年度において全学年を対象とします。
- 定員拡充の方策としては、余裕教室・特別教室・既存のクラブ室の間仕切り等、既存施設等の活用を基本とします。

○その他の確保方策

- 定員に空きがある場合などは、居住する小学校区以外のクラブの利用を可とします。
- 今後の利用状況を踏まえながら、民間活力の活用を含め、当事業の提供体制を検討します。（小学校別表の平成 30 年度斜線網掛け部分）
- 利用者のニーズに応じた、開所時間の延長について検討します。

<市全域>

(単位：人)

			平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
			低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
市 全 域	量の見込み①		871	389	853	380	836	371	818	362	800	353
	確保方策 ②	900 ※	1,220		1,268		1,268		1,361		1,361	
			854	98	849	194	834	267	818	362	800	353
	② - ①		-17	-291	-4	-186	-2	-104	0	0	0	0

※ 平成 26 年度現在の既存クラブを分割しない場合の定員。

※ 量の見込み＝市全域の数値を、各小学校区の平成 26 年 4 月時点の申込者数で按分。

※ 確保方策の上段は、各クラブにおける利用登録の上限定員。

<小学校区別>

(単位：人)

			平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度	
			低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年	低学年	高学年
久 代 小 ※	量の見込み①		38	17	37	16	36	16	35	16	35	15
	確保方策 ②	48	96		96		96		96		96	
			38	6	37	11	36	16	35	16	35	15
	② - ①		0	-11	0	-5	0	0	0	0	0	0
加 茂 小 ※	量の見込み①		43	19	42	19	42	19	41	18	40	18
	確保方策 ②	48	96		96		96		96		96	
			43	7	42	13	42	19	41	18	40	18
	② - ①		0	-12	0	-6	0	0	0	0	0	0
川 西 小 ※	量の見込み①		83	37	82	36	80	35	78	34	76	34
	確保方策 ②	96	138		138		138		138		138	
			83	13	82	24	80	35	78	34	76	34
	② - ①		0	-24	0	-12	0	0	0	0	0	0
桜 が 丘 小	量の見込み①		48	21	47	21	46	20	45	20	44	19
	確保方策 ②	48	48		48		48		65		65	
			48	0	47	1	46	2	45	20	44	19
	② - ①		0	-21	0	-20	0	-18	0	0	0	0
川 西 北 小 ※	量の見込み①		55	24	54	24	53	23	52	23	50	22
	確保方策 ②	48	96		96		96		96		96	
			55	8	54	16	53	23	52	23	50	22
	② - ①		0	-16	0	-8	0	0	0	0	0	0
明 峰 小	量の見込み①		103	46	100	45	98	44	96	43	95	42
	確保方策 ②	96	96		96		96		139		139	
			96	0	96	0	96	0	96	43	95	42
	② - ①		-7	-46	-4	-45	-2	-44	0	0	0	0

多田小	量の見込み①	35	16	35	15	34	15	33	15	32	14
	確保方策②	48		48		48		48		48	
	② - ①	35	6	35	10	34	14	33	15	32	14
多田東小※	量の見込み①	56	25	55	24	54	24	52	23	51	23
	確保方策②	82		82		82		82		82	
	② - ①	56	9	55	16	54	24	52	23	51	23
緑台小	量の見込み①	28	13	28	12	27	12	27	12	26	12
	確保方策②	48		48		48		48		48	
	② - ①	28	5	28	8	27	12	27	12	26	12
陽明小	量の見込み①	31	14	30	13	30	13	29	12	28	12
	確保方策②	48		48		48		48		48	
	② - ①	31	5	30	9	30	13	29	12	28	12
清和台小	量の見込み①	38	17	37	16	36	16	35	16	35	15
	確保方策②	48		48		48		51		51	
	② - ①	38	6	37	11	36	12	35	16	35	15
清和台南小	量の見込み①	58	26	57	25	56	25	55	24	53	24
	確保方策②	48		96		96		96		96	
	② - ①	48	0	57	17	56	25	55	24	53	24
けやき坂小※	量の見込み①	67	30	66	29	65	29	63	28	62	27
	確保方策②	84		84		84		91		91	
	② - ①	67	10	66	18	65	19	63	28	62	27
東谷小	量の見込み①	78	35	76	34	74	33	73	32	71	31
	確保方策②	84		84		84		105		105	
	② - ①	78	6	76	8	74	10	73	32	71	31
牧の台小※	量の見込み①	61	27	59	27	58	26	58	26	57	25
	確保方策②	96		96		96		96		96	
	② - ①	61	9	59	18	58	26	58	26	57	25
北陵小※	量の見込み①	49	22	48	21	47	21	46	20	45	20
	確保方策②	64		64		64		66		66	
	② - ①	49	8	48	14	47	17	46	20	45	20
	② - ①	0	-14	0	-7	0	-4	0	0	0	0

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ） ●●●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

【確保方策の考え方】

市内に、当事業の実施施設はありませんが、近隣市町の施設を有効活用し、提供体制を確保します。

<市全域>

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	22 人	22 人	21 人	21 人	20 人
実施箇所数	近隣市町の施設を利用				
確保方策	22 人	22 人	21 人	21 人	20 人
量の見込みと 確保方策の差	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(5) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業） ●●●●●●●●

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【確保方策の考え方】

生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問します。

<市全域>

(年間延べ件数)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み	1,047件	1,022件	996件	971件	945件
確保方策 (実施体制)	実施機関：子育て・家庭支援課 実施体制：2人（保育士）				

※人口推計における、0歳児の人数を量の見込みとしています。

(6) 養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

① 養育支援訪問事業

【事業概要】

児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行なう育児支援ヘルパーの派遣を行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

【確保方策の考え方】

必要とする家庭を訪問し、指導・助言を行います。

<市全域>

(年間延べ件数)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	110 件	110 件	110 件	110 件	110 件
確 保 方 策 (実 施 体 制)	実施機関：健康づくり室、子育て・家庭支援課 実施体制：ケースに応じて、保健師又は保育士が訪問				

※平成 23～25 年度の平均値を量の見込みとしています。
(訪問件数の実績値の集計結果として把握できている期間)

② 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業概要】

要保護児童対策協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

【確保方策の考え方】

関係する職員や、要保護児童対策協議会構成員の資質の向上に向けた研修などの取り組みを実施していきます。

(7) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

公共施設や保育所等の地域の身近な場所で、子育て中の親子の交流や、子育てに関する情報提供、不安や悩みの相談などができる場所を提供する事業です。

【確保方策の考え方】

地域子育て支援拠点事業は、子育て家庭の身近なところに設置されていることが望ましいことから、提供区域を中学校区としています。中学校区別の開設状況では、明峰中、緑台中、清和台中学校区で未開設となっており、これらの中学校区に新たに開設することを検討していきます。

また、今後の利用状況を見極めながら、施設の適正な配置や事業のあり方について、検討を加えていきます。

(年間延べ人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度	
市全域	量の見込み	83,551 人	81,458 人	79,311 人	77,264 人	75,072 人	
	確保方策	拠点事業	7 か所	8 か所	9 か所	10 か所	10 か所
		市独自事業	3 か所	3 か所	1 か所	1 か所	1 か所
川西南中学校区	量の見込み	13,743 人	13,360 人	12,947 人	12,564 人	12,121 人	
	確保方策	拠点事業	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		市独自事業	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
川西中学校区	量の見込み	20,275 人	19,703 人	19,160 人	18,616 人	18,073 人	
	確保方策	拠点事業	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所	4 か所
		市独自事業	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
明峰中学校区	量の見込み	6,103 人	5,983 人	5,842 人	5,722 人	5,581 人	
	確保方策	拠点事業	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		市独自事業	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
多田中学校区	量の見込み	12,070 人	11,851 人	11,632 人	11,436 人	11,217 人	
	確保方策	拠点事業	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		市独自事業	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
緑台中学校区	量の見込み	2,904 人	2,862 人	2,833 人	2,805 人	2,762 人	
	確保方策	拠点事業	0 か所	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所
		市独自事業	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
清和台中学校区	量の見込み	11,884 人	11,521 人	11,135 人	10,797 人	10,410 人	
	確保方策	拠点事業	0 か所	0 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		市独自事業	2 か所	2 か所	0 か所	0 か所	0 か所
東谷中学校区	量の見込み	16,572 人	16,178 人	15,762 人	15,324 人	14,908 人	
	確保方策	拠点事業	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
		市独自事業	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(8) 一時預かり事業（幼稚園の在園児を対象） ●●●●●●●●●●

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった園児について、通常の教育時間の前後や長期休業期間中など、主に昼間において幼稚園で一時的に預かる事業です。

【確保方策の考え方】

当事業を実施する幼稚園では、定員の設定はしておらず、在園児の利用希望について、それぞれの園で対応することとなります。

なお、子ども・子育て支援新制度に移行しない私立幼稚園については、従来からの私学助成を受けて「預かり保育」として実施する場合があります。

<市全域>

(年間延べ人数)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1号認定	18,066 人	17,657 人	17,227 人	16,827 人	16,408 人
	2号認定	20,022 人	19,568 人	19,092 人	18,649 人	18,184 人
確保方策		38,088 人	37,225 人	36,319 人	35,476 人	34,592 人
量の見込みと確保方策の差		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(9) 一時預かり事業（保育所、ファミリーサポートセンター等）

【事業概要】

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳児又は幼児について、主として昼間において、認定こども園・保育所、その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

【確保方策の考え方】

認定こども園・認可保育所の定員数に、概ねの開所日数（年：300日）を掛け合わせた数値を上限とし確保方策を記載しています。

子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）は、平成21～25年度の利用実態をもとに、推計人口を加味した数値を記載しています。

トワイライトステイ事業は、今後のニーズを見極め、平成30年度からの開始を検討していきます。

<市全域>

(年間)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の見込み		11,737人	11,454人	11,162人	10,886人	10,589人
確保方策	一時預かり事業 (在園児対象型を除く)	11,464人	11,187人	10,902人	10,627人	10,337人
	子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業を除く)	273人	267人	260人	254人	247人
	子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	0人	0人	0人	5人	5人
量の見込みと確保方策の差		0人	0人	0人	0人	0人

(10) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病気や病気回復期にあり集団保育が困難な児童を、保護者の就労等の理由で保育できない際に、保育所・医療機関等に設置された専用室で預かる事業です。

【確保方策の考え方】

現在設置されている、病後児保育施設の定員（3人）に、概ねの開所日数(300日)を掛けた数値を上限として記載しています。

また、当事業の利用状況により、利用定員枠の拡大について検討します。

<市全域>

(年間)

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量	の 見 込 み	1,256 人	1,226 人	1,196 人	1,167 人	1,136 人
確 保 方 策	病児・病後児保育事業	900 人	900 人	900 人	900 人	1,136 人
	子育て援助活動 支援事業 (病児・緊急 対応強化事業)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
量 確 保	の 見 込 み と 方 策 の 差	-356 人	-326 人	-296 人	-267 人	0 人

(11) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）（就学児） ●●

【事業概要】

子育ての援助をしたい人（提供会員）と援助をしてほしい人（依頼会員）が会員となり、地域の中で助け合いながら子どもを自宅で預かる等の子育て援助活動をする組織の、会員相互の活動の連絡・調整を実施する事業です。

【確保方策の考え方】

ファミリーサポートセンターにおける相互援助活動によりサービスを確保します。

<市全域>

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量 の 見 込 み	低 学 年	225 人	220 人	216 人	211 人	207 人
	高 学 年	96 人	94 人	92 人	90 人	87 人
確 保 方 策		321 人	314 人	308 人	301 人	294 人

(12) 妊婦に対する健康診査

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

【確保方策の考え方】

産科または婦人科の医療機関において実施していきます。

<市全域>

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
量の 見 込 み	対象者数	1,760人	1,710人	1,670人	1,630人	1,590人
	健診回数	13,490回	13,170回	12,830回	12,510回	12,170回
確保方策 (実施体制)		実施場所：産科または婦人科の医療機関および助産所（国内） 実施体制：兵庫県内協力医療機関受診・・・助成券 協力医療機関以外受診・・・償還払い 検査項目：妊婦健康診査にかかる検査項目				

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●●●●●●●●●●●●●●

【事業概要】

子ども・子育て支援新制度における利用者負担額は、世帯の所得状況その他の事情を勘案して国が定める水準を限度として実施主体である市が定めることとされています。この利用者負担額のほか、教育・保育施設等によっては日用品、文房具その他の教育保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用（実費徴収等）や上乗せ徴収を行う場合があります。

本事業は、保護者の世帯所得の状況等を勘案し、教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき実費徴収等について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行うものです。

＜現時点では事業の詳細が不明であるため、
今後わかり次第、実施について検討＞

(14) 多様な主体が

本制度に参入することを促進するための事業 ●●●●

【事業概要】

保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を活かしながら、保育所、地域型保育等の設置を促進していくことが必要です。

新たに設置・開設した施設や事業が安定的、かつ継続的に事業を運営し、利用者との信頼関係を築いていくためには、一定の期間が必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行うものです。

＜現時点では事業の詳細が不明であるため、
今後わかり次第、実施について検討＞

6 教育・保育の一体的提供等および推進体制の確保

- 認定こども園が幼稚園及び保育所（園）の機能を併せ持ち、保護者の就労状況及びその変化等によらず、柔軟に、子どもを受け入れられる施設であることを周知します。
- 幼稚園及び認可保育所から認定こども園への移行に必要な支援、その他認定こども園の普及に必要な支援を行います。
- 認定こども園、幼稚園及び認可保育所の相互の連携並びに認定こども園、幼稚園及び認可保育所と小学校等との連携を推進します。

< 市立幼稚園・保育所のあり方についての記述を加えます >

1 全庁的な推進体制づくり

本計画は、本市における子ども・子育て支援、次世代育成支援の指針となるものであり、推進にあたっては福祉、保健・医療、人権、男女共同参画、教育、労働、住宅、環境など、子どもや子育て支援と関係する幅広い分野にわたる関係部局との連携を図り、全庁横断的に取り組むべき施策として位置づけるため、職員の意識改革、組織体制づくりを進めます。

2 関係機関・団体や企業等との連携と協働

地域の保育所、幼稚園、認定こども園、子育て支援センターなどの子育てに関する諸機関や、地域のボランティア団体、NPO、企業、有識者などによる子育て支援ネットワークの体制を整備し、本計画の推進や子育て支援に関する課題についての解決の場の形成をめざします。

また、本市の実情に応じながら、子育て支援団体や地域の企業等が相互に協働して、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に努めます。

3 計画内容の広報・啓発

本計画の推進にあたっては、行政はもとより、地域住民や関係団体、民間サービス事業者が一体となって取り組んでいく必要があります。市民や企業、関係団体等が本計画の基本理念を共有し、子ども・子育て支援、次世代育成支援に主体的に取り組めるよう、広報誌やホームページ、イベントなど様々な媒体や機会を活用し、計画内容の広報・啓発に努めます。

4 進捗状況の定期的な検証

本計画に基づく施策の推進状況については、定期的に把握・検証を行うとともに、関係部署などと横断的に市施策の調整・確認を図り、必要に応じて市民の意向を把握するなど、円滑な推進と新たなニーズへの対応方策の検討等を行います。

(1) 評価指標 (案)

- ①「子育てがしやすいまちだ」と思う市民の割合 【増やす】
 - ・市民実感調査より ※家族に中学生以下の子どもがいる市民が対象
- ②保育所の入所待機児数【減らす】
 - ・各年度4月1日現在の待機児童数（国基準）
- ③合計特殊出生率【増やす】
 - ・母の年齢5歳階級別出生数÷各年の10月1日現在の女性人口
- ④「子育て支援が充実している」と思う市民の割合【増やす】
 - ・市民実感調査より ※家族に中学生以下の子どもがいる市民が対象
- ⑤乳幼児健康診査受診率【増やす】
 - ・ $(\text{乳幼児健康診査受診者数} + \text{未受診児のうち状況を把握した人数}) \div \text{健康診査対象者数}$
- ⑥妊娠から出産及び産後の保健・医療サービスについて満足している母親の割合【増やす】
 - ・アンケート調査より
- ⑦児童扶養手当受給資格者に対する全部支給の割合【減らす】
 - ・各年度末現在